

からつっ子 未来応援プラン

唐津市

はじめに



近年、少子高齢化の著しい進行に伴い、社会の担い手となる若者が減少する一方、社会保障に要する負担が増加の一途をたどり、地域の疲弊が指摘されています。

また、我が国の子どもの貧困率はOECD加盟34か国で10番目に高い水準であり、およそ7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるというショッキングな

現状は、社会の担い手となるはずの子どもが逆に支えられる側になってしまうということを意味しています。

さらに、ライフスタイルの多様化、核家族化の進行などによる地域のつながりの希薄化により、支援を必要とする世帯が社会から孤立しやすくなっていることも、子どもを取り巻く環境をいっそう厳しいものにしていきます。

平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標であるSDGsにて「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」と宣言されて5年が経過しましたが、令和2年に公開された達成度レポートによると、「日本における相対的貧困の解消に向けて主要な課題が残っている」と評されており、引き続き国や地方自治体のほかすべての関係機関が一丸となって取り組むべき喫緊の課題といえます。

「子に過ぎたる宝なし」という格言があるように、子どもは国や地域の将来を担う大切な宝であり、子どもたちの健やかな育ちを支えることは我々大人たちの責務です。

本市の将来を担うすべての子どもたちが、家庭の経済状況や養育環境によって夢をあきらめることがないように、また、若い世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、必要な支援が確実に届く仕組みづくりや施策の展開を推進することを目的として、「からつっ子未来応援プラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

令和3年1月

唐津市長 峰 達 郎

目次

1、計画策定にあたって

- (1) 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2、本市の現状

- (1) 本市の子どもを取り巻く各種基礎データ・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 本市調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 本市調査を踏まえた具体的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 本市調査結果等を踏まえたまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

3、基本理念及び具体的な取組

- (1) 基本理念及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) 施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (3) 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

4、推進の体制及び取組の評価

- (1) 推進の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 取組の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

5、資料

- (1) 主な取組一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 54
- (3) 子供の貧困対策に関する大綱(概要)・・・・・・・・・・・・・・ 57

1. 計画策定にあたって

(1) 策定の背景

我が国の子どもの貧困率は 13.5% (2019 年(令和元年) 国民生活基礎調査) であり、平成 25 年の同調査結果が 16.3%、平成 28 年の同調査結果が 13.9% であったことと比較すると、やや改善しつつあるものの依然としておよそ 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあります。

このような状況を改善すべく、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたほか、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困に関する指標及び指標改善に向けた重点施策が示されました。

本市においても、平成 30 年 12 月に唐津市子どもの環境調査(以下「本市調査」という。)を実施したところ、本市の子どもの貧困率は 13.7% であり、全国と同水準であることがわかりました。

一方で、本市の母子世帯率は 2.2% (平成 27 年国勢調査) と国 1.4%、県 1.8% を上回っており、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は 48.1% (2019 年(令和元年) 国民生活基礎調査) であることとあわせて考えると、本市の子どものおかれている状況は楽観視できないものと考えられます。

こうした背景のもと、本市における全ての子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な支援を効果的に実施する体制を構築するために、本計画を策定します。



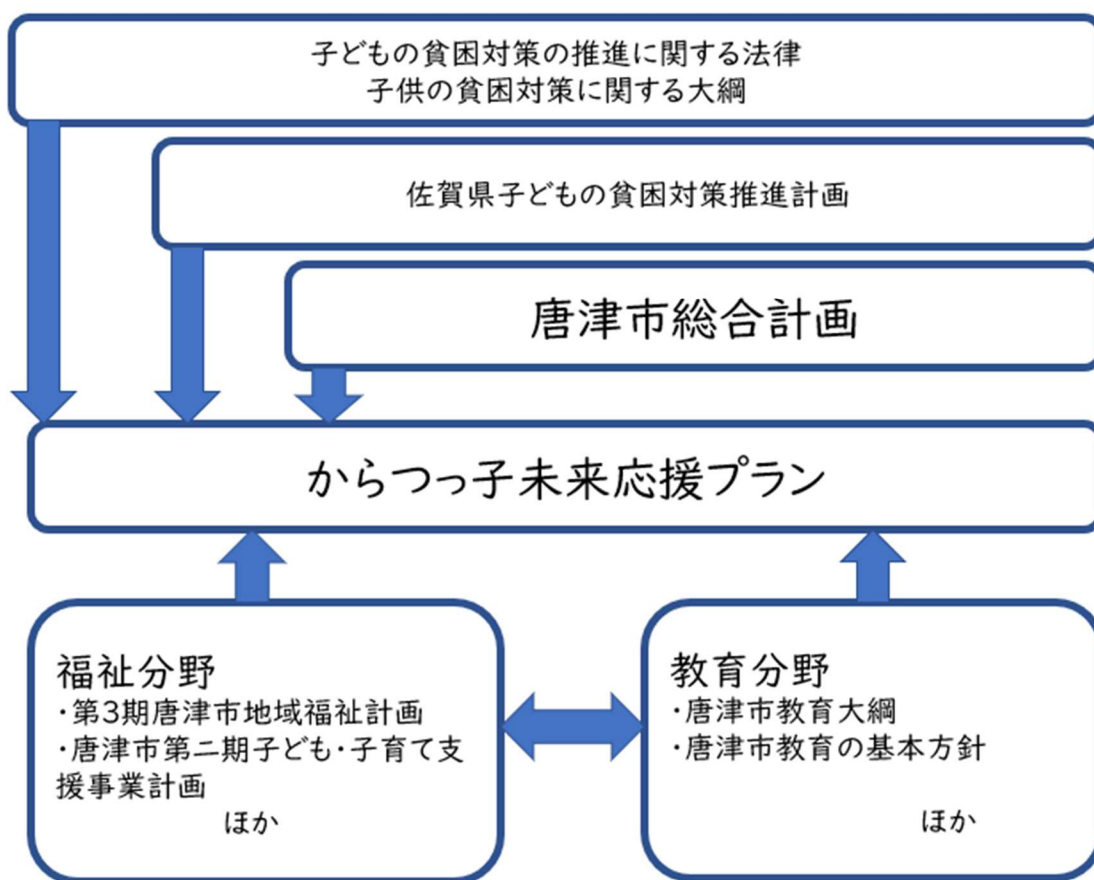
唐津市は、SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けて積極的に取り組みます。



(2)本計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」として位置づけます。

子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、すべての子どもにとって最善の利益をもたらすことを目的とし、国や県のほかあらゆる関連団体等との密接な連携のもと総合的かつ効果的な取り組みを推進します。



(3)期間

この計画の期間は、令和3年1月から令和6年度までとします。

なお、子どもを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて適宜見直しを行うことがあります。



2. 本市の現状

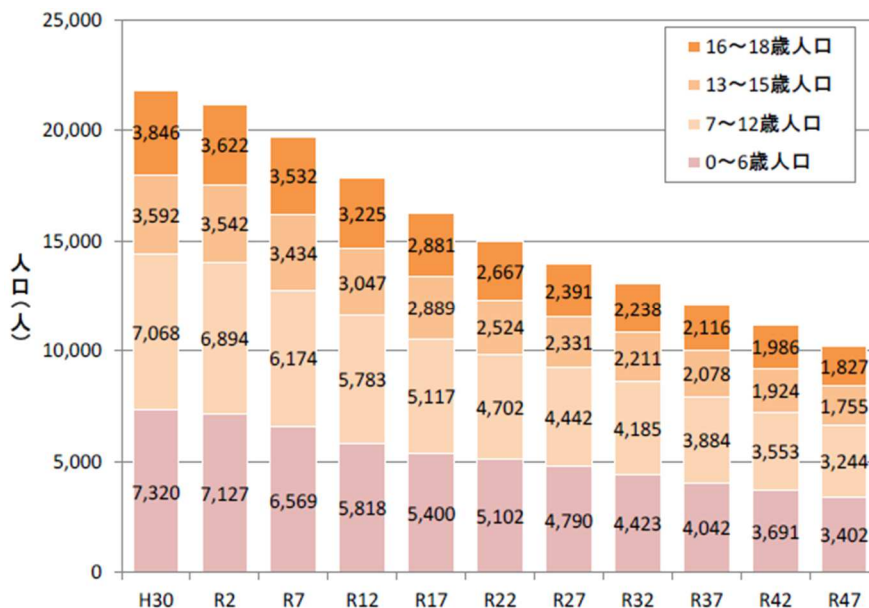
(1) 本市の子どもを取り巻く各種基礎データ

ア) 子どもの人口

少子高齢化などにより、毎年約2%の子どもが減少しています。この傾向が続けば、約50年後には子どもの数が半減するものと推計されています。

		H27	H28	H29	H30	H31
年齢階級別 人口(人)	0~4歳	5,534	5,413	5,307	5,161	5,047
	5~9歳	5,935	5,897	5,840	5,774	5,662
	10~14歳	6,415	6,174	6,017	5,965	5,998
	15~19歳	6,524	6,568	6,469	6,331	6,113
	20~24歳	5,672	5,455	5,353	5,105	5,076
	合計	30,080	29,507	28,986	28,336	27,896

(住民基本台帳(各年1月1日時点))

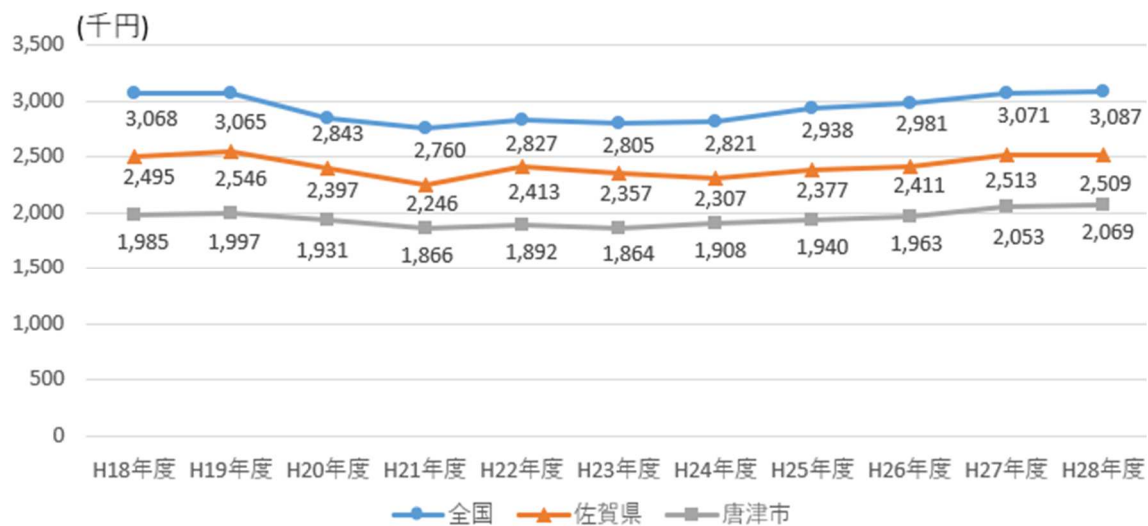


(唐津市論点データ集)



イ) 一人あたり市町民所得

本市における一人あたり市町民所得は、平成24年度以降微増傾向にあります。全国平均の約3分の2、県平均の約5分の4となっています。



(平成28年度国民経済計算、平成28年度市町民経済計算)



ウ) 子どもの貧困率

本市における子どもの貧困率は、全国と同水準です。

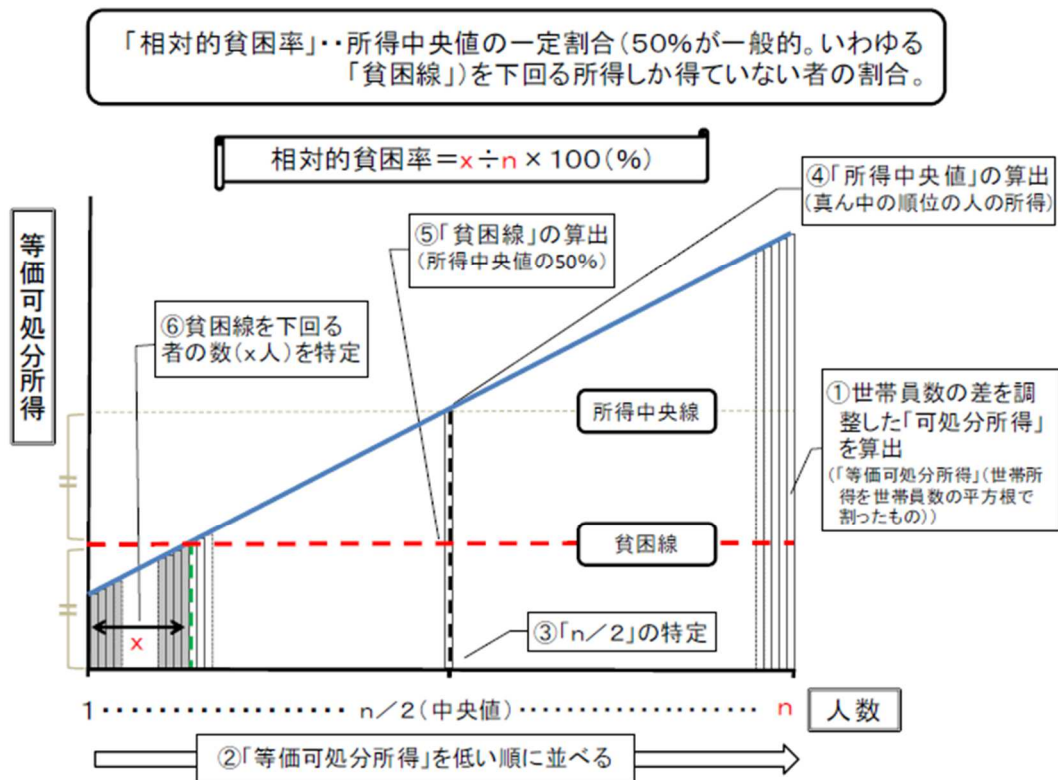
唐津市の貧困率	国の貧困率
13.7%	13.5%

(2019年(令和元年)国民生活基礎調査、本市調査(後述))

貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合のことをいいます。貧困線を下回る状況になると、その社会で「あたりまえ」の生活を営むことが困難となり、学習や体験をはじめとしたさまざまな機会が奪われ、人生全体に大きな影響が出る可能性が高くなると言われています。

※貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分のこと

※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと



(厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」)

なお、2019年(令和元年)国民生活基礎調査によると、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は48.1%、母子世帯で貯蓄がない世帯の割合は31.8%となっています。

大人が二人以上の世帯の貧困率が10.7%、全世帯で貯蓄がない世帯の割合が13.4%であることとあわせて考えると、母子世帯の経済状況はそれ以外の世帯と比較して厳しい水準になっています。

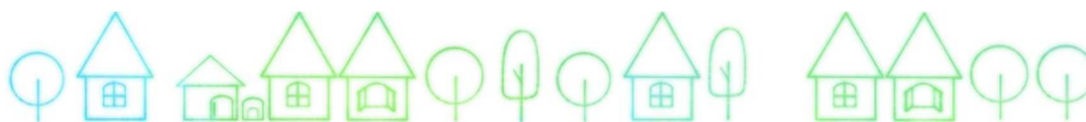


エ) ひとり親世帯数

本市におけるひとり親世帯の割合は、全国や県に比較して高い水準にあります。

	世帯数 (市)	世帯率 (市)	世帯率 (県)	世帯率 (全国)
母子世帯	1,564	3.58%	2.90%	1.99%
うち母子のみの世帯	972	2.22%	1.83%	1.42%
父子世帯	314	0.72%	0.56%	0.34%
うち父子のみの世帯	85	0.19%	0.17%	0.16%

(平成27年国勢調査(世帯構造等基本集計、人口等基本集計))



オ) 児童扶養手当受給者数

本市における児童扶養手当受給率は国や県と比較して高い水準にありますが、年々減少傾向にあります。

		H28	H29	H30	H31
受給対象世帯総数(世帯数)		1,645	1,606	1,575	1,516
母子	生別	1,253	1,233	1,187	1,128
	死別	7	6	7	4
	未婚母子	179	168	180	178
	その他	11	9	7	6
父子	生別	123	115	125	123
	死別	9	10	5	4
	未婚父子	5	4	4	3
	その他	1	2	2	2
その他		57	59	58	68
受給世帯率	市	3.28%	3.19%	3.12%	2.99%
	県	2.62%	2.52%	2.43%	-
	国	1.80%	1.73%	1.66%	-

内訳) 受給対象児童数別世帯数

	H28	H29	H30	H31
受給対象世帯総数(世帯数)	1,645	1,606	1,575	1,516
1人	913	895	884	820
2人	542	511	499	494
3人	154	163	156	161
4人	32	32	30	35
5人	3	3	3	4
6人以上	1	2	3	2

(福祉行政報告例(子育て支援課、各年度末日時点))



カ) 生活保護世帯数

本市における生活保護率は、平成28年の全国平均である1.66%（平成30年厚生統計要覧参照）をやや下回っており、年々減少傾向にあります。

		H28	H29	H30	H31	
被保護世帯数(世帯)		1,508	1,473	1,434	1,423	
保護率		1.47%	1.43%	1.39%	1.40%	
被保護世帯人員(人)※A		1,856	1,778	1,713	1,702	
被保護世帯の子ども(17歳以下)	年齢別被保護人員(人)	0-2歳	7	3	6	9
		3-5歳	19	20	11	9
		6-11歳	37	31	25	32
		12-14歳	29	23	14	17
		15-17歳	22	20	25	21
	計 ※B	114	97	81	88	
子どもの割合	B/A	6.14%	5.46%	4.72%	5.17%	

内訳) 世帯類型別被保護世帯数

	H28	H29	H30	H31
高齢者	878	888	874	868
母子	45	39	34	37
障がい者	197	197	186	178
傷病者	249	224	224	229
その他	139	125	116	111
計	1,508	1,473	1,434	1,423

(福祉行政報告例(生活保護課、各年7月末時点、保護停止中世帯は含まない))



キ) 就学援助等児童生徒数

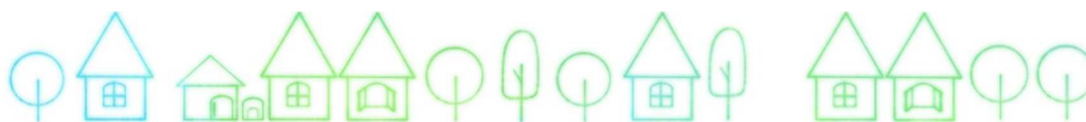
本市における就学援助において、中学生の準要保護扶助率は高い傾向にあります。

	生徒数	要保護		準要保護	
		人数(人)	扶助率	人数(人)	扶助率
小学校	6,740	24	0.36%	824	12.23%
中学校	3,127	17	0.54%	574	18.36%
計	9,867	41	0.42%	1,398	14.17%

(令和2年度「唐津市の教育」、令和2年5月1日時点)

	全国平均		県平均	
	要保護扶助率	準要保護扶助率	要保護扶助率	準要保護扶助率
小学校	1.16%	12.83%	0.38%	11.89%
中学校	1.54%	15.29%	0.51%	12.53%

(平成29年度就学援助実施状況等調査結果(文部科学省))



ク) 全国学力・学習状況調査

本市の子どもの正答率は、小学6年生及び中学3年生のいずれも全国及び県の平均を下回っています。

小学6年生	正答率(%)			全国平均との差	県平均との差
	全国	佐賀県	唐津市		
国語	63.8	64	62	-1.8	-2
算数	66.6	66	64	-2.6	-2

小学6年生のうち、次にあてはまる生徒の平均正答率が高い傾向にあることがわかりました。

- 1、学校に行くのは楽しい
- 2、自分にはよいところがあると思っている
- 3、朝食を毎日食べている
- 4、毎日同じくらいの時刻に起きて、寝ている
- 5、家の人と学校での出来事について話をする
- 6、学校の規則を守っている
- 7、人が困っているとき進んで助ける
- 8、家で自分で計画を立てて勉強をしている

中学3年生	正答率(%)			全国平均との差	県平均との差
	全国	佐賀県	唐津市		
国語	72.8	71	65	-7.8	-6
数学	59.8	57	49	-10.8	-8
英語	56.0	51	46	-10.0	-5

中学3年生のうち、次にあてはまる生徒の平均正答率が高い傾向にあることがわかりました。

- 1、朝食を毎日食べている
- 2、学校の規則を守っている
- 3、読書が好きである
- 4、授業で学んだことを、他の学習に生かしている
- 5、授業中に課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる
- 6、家の人と学校での出来事について話をする
- 7、人の役に立つ人間になりたいと思っている

(平成31年度全国学力・学習状況調査結果(唐津市教育委員会))



ケ) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況・相談件数

本市のスクールカウンセラー配置率は全国に比べて高い水準にあります。

	国	唐津市
小学校	67.6%	100.0%
中学校	89.0%	100.0%

※平成30年度の配置率(休校中の向島、松島及び虹の松原分校を除く)
 (「子供の貧困対策に関する大綱」、文部科学省、学校支援課)

本市のスクールカウンセラー相談件数及び相談時間は次のとおりです。

	相談件数	相談時間
小学校	1,216 件	1,432 時間
中学校	1,359 件	1,740 時間

※令和元年度の実績
 (学校支援課)

また、本市においては青少年支援センターにスクールソーシャルワーカーを5名配置しているほか、精神科医や臨床心理士などの専門員による体制のもと相談を受け付けています。

	不登校	非行	交友	いじめ	家庭環境	進路	教員関係	発達障害等	身体症状	暴力行為	児童虐待	その他	計	実人数
令和元年度 相談件数	1,108	29	10	101	315	1	83	496	65	37	105	88	2,438	218

(令和2年度「唐津市の教育」、スクールソーシャルワーカー相談実績)



コ) 虐待等相談対応件数

全国的な傾向として、相談対応件数は増加傾向にあります。本県の児童相談所虐待相談対応件数の割合は、全国に比べて低い傾向にあります。

	H28	H29	H30
児童相談所 虐待相談対応件数(全国)	122,575	133,778	159,850
// (佐賀県)	275	248	351
年少人口1000人あたりの件数(全国)※	7.51	8.29	10.02
// (佐賀県)	2.34	2.14	3.07
家庭児童相談室 相談対応件数(唐津市)	334	283	452
うち虐待対応件数	49	46	49

※住民基本台帳に基づく15歳未満の年少人口1000人あたりの相談対応件数
(厚生労働省「福祉行政報告例」、住民基本台帳人口要覧、子育て支援課)



(2)本市調査について

ア)調査の概要

a.目的

子どものいる家庭の生活状況や子どもの生活実態、子育ての悩みごとなどについて、アンケートを実施しました。

このアンケート結果をもとに、「世帯年収」「合意基準」「困窮経験」という3つの判別基準を設け、いずれかの判別基準に該当した世帯について、唐津市における子どもの養育の「困難度が高い世帯」と定義します。

「困難度が高い世帯」と、それ以外の世帯とを比較することによって、より効果的な施策は何かを検討する資料とします。

b.対象者

唐津市在住の小学校5年生とその保護者

唐津市在住の中学校2年生とその保護者

c.調査方法

平成30年12月4日から平成30年12月21日の期間において、学校を通じてアンケート用紙を調査対象に配布・回収しました。

d.回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学校5年生	1,174通	1,018通	86.7%
〃 保護者	1,174通	999通	85.1%
中学校2年生	1,086通	964通	88.8%
〃 保護者	1,086通	964通	88.8%

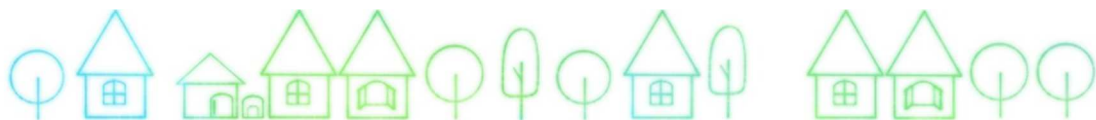
イ)「困難度が高い世帯」の判別

a.世帯年収による判別

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出された等価可処分所得の中央値の半分である122万円を基準とし、等価可処分所得が122万円未満の世帯を「困難度が高い世帯」と区分しました。

本市調査によると、唐津市の等価可処分所得の中央値の半分は「123万円」、子どもの貧困率は13.7%であり、国と同水準であることがわかりました。

唐津市の貧困率	国の貧困率
13.7%	13.5%



b.合意基準による判別

子どもにとって必要とされる環境・モノが何か及び子どもに与えられている環境・モノが何かを調査することにより、子どもにとって欠かすことのできない環境・モノを把握し、これが与えられていない世帯について「困難度が高い世帯」と区分しました。

子どもにとって必要であるとされる環境・モノの割合上位5項目のうち、子どもに与えられていない環境・モノの割合は次のとおりです。

	必要であるとされる割合	与えられていない割合
一日三度の食事	96.5%	1.4%
必要なときに病院・診療所に行く	95.7%	0.9%
高校・高専への進学	90.1%	1.6%
季節にあった衣服	87.9%	1.5%
学校行事への参加	82.6%	0.5%

c.困窮経験による判別

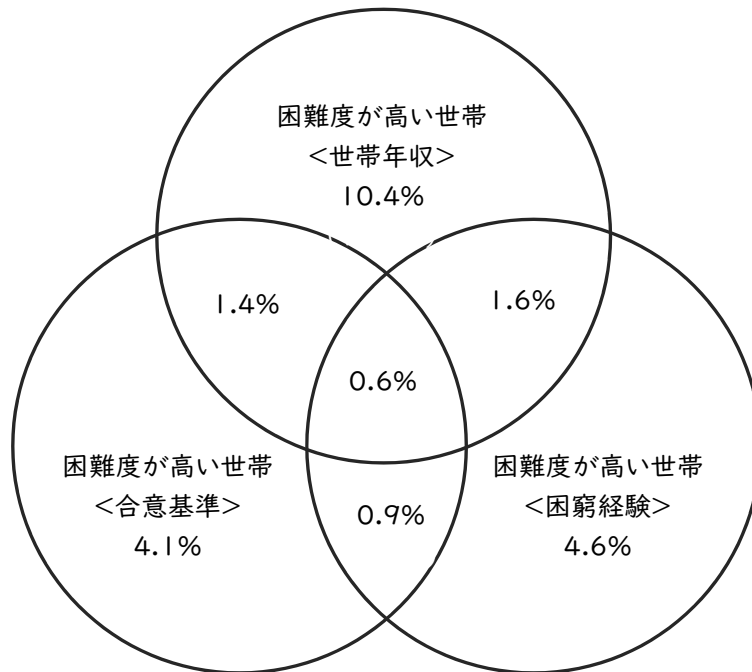
経済的理由による困窮経験のうち衣食住に大きくかかわる4項目(必要な食料が買えなかった、必要な衣料が買えなかった、公共料金の滞納があった、家賃・住宅ローンの滞納があった)を困窮経験による判別に用いることとし、いずれかが頻繁にあった世帯について「困難度が高い世帯」と区分しました。

	頻繁にあった
必要な食料が買えなかった	1.0%
必要な衣料が買えなかった	2.4%
公共料金の滞納があった	2.7%
家賃・住宅ローンの滞納があった	1.6%



d.3つの判別を踏まえた結果

困難度が高い世帯は15.8%*、それ以外の世帯は83.9%となりました。内訳は次のとおりです。



困難度が高い世帯とは・・・

次のいずれかに該当する世帯をいいます。

<世帯年収>

等価可処分所得が122万円未満の世帯

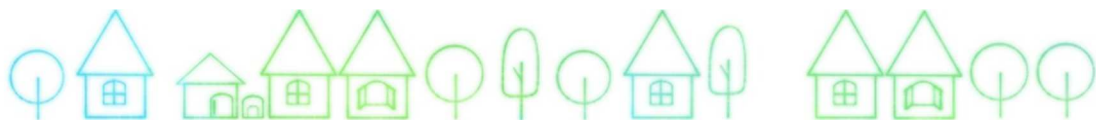
<合意基準>

子どもにとって欠かすことのできない環境・モノが与えられていない世帯

<困窮経験>

衣食住に大きくかわる4項目(必要な食料が買えなかった、必要な衣料が買えなかった、公共料金の滞納があった、家賃・住宅ローンの滞納があった)のいずれかが頻繁にあった世帯

※集計上、3つの判別基準のうち2つ以上該当した世帯も1世帯とカウントしています



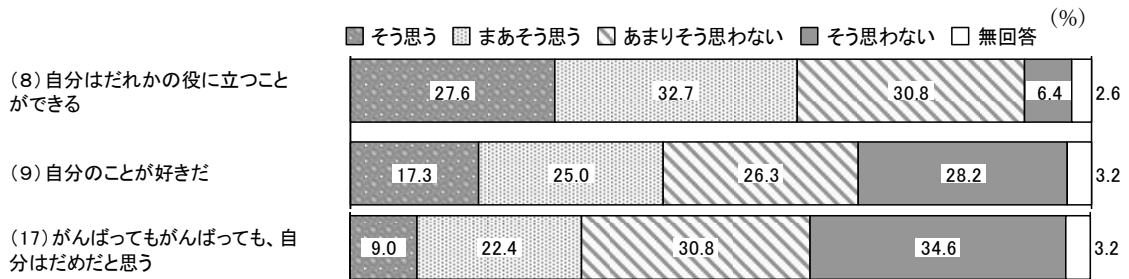
(3)本市調査を踏まえた具体的な課題

ア)自己肯定感に関する課題

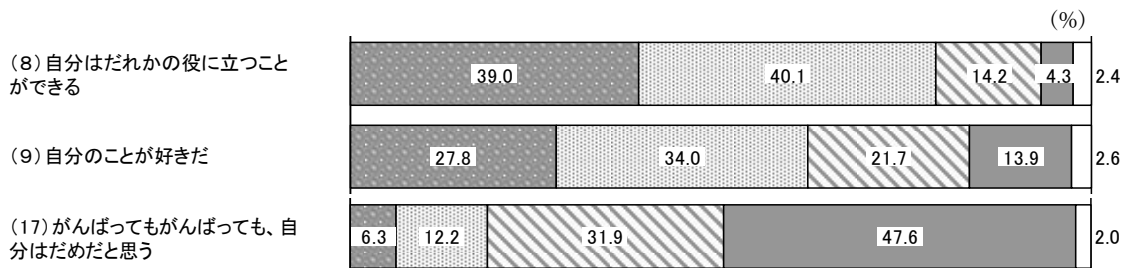
本市調査によると、自己肯定感が低く、将来の夢を持っていない子どもが一定数存在し、傾向として困難度が高い世帯の子どもの割合が高いことがわかりました。

Q、日常生活で感じていることを教えてください。

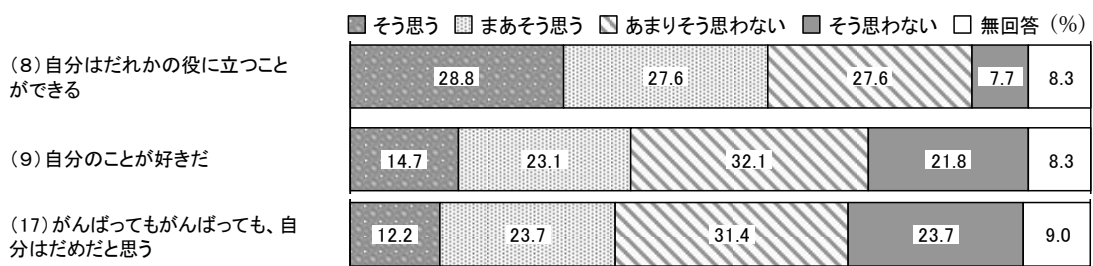
(小5 困難度が高い世帯、回答者数=156)



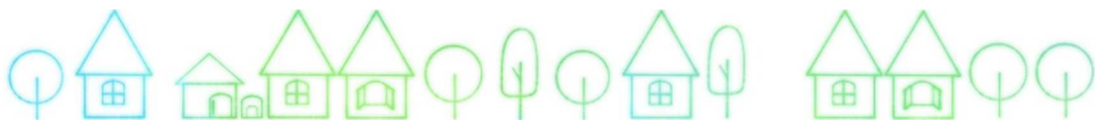
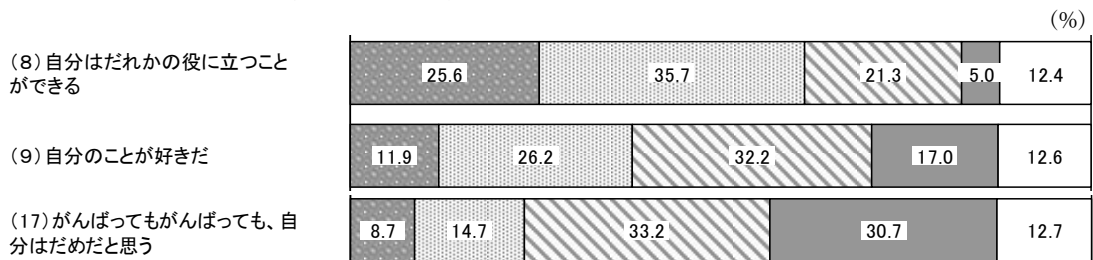
(小5 それ以外の世帯、回答者数=861)



(中2 困難度が高い世帯、回答者数=156)

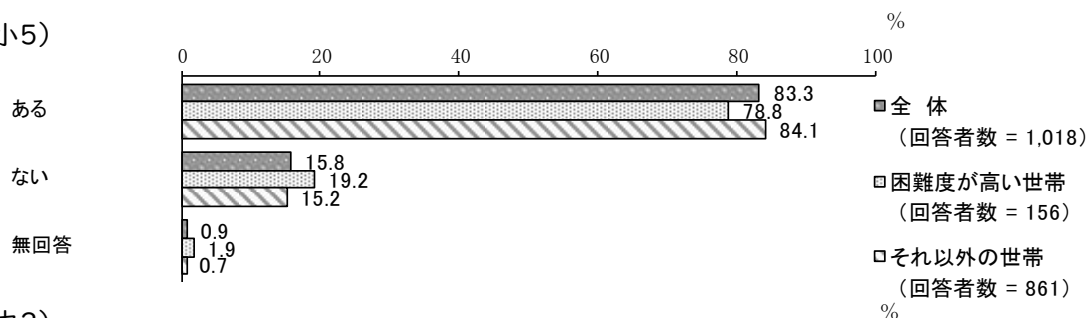


(中2 それ以外の世帯、回答者数=804)

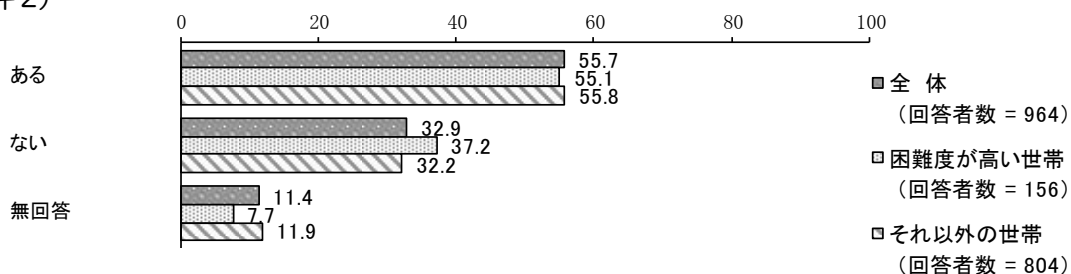


Q、あなたには将来の夢がありますか。

(小5)

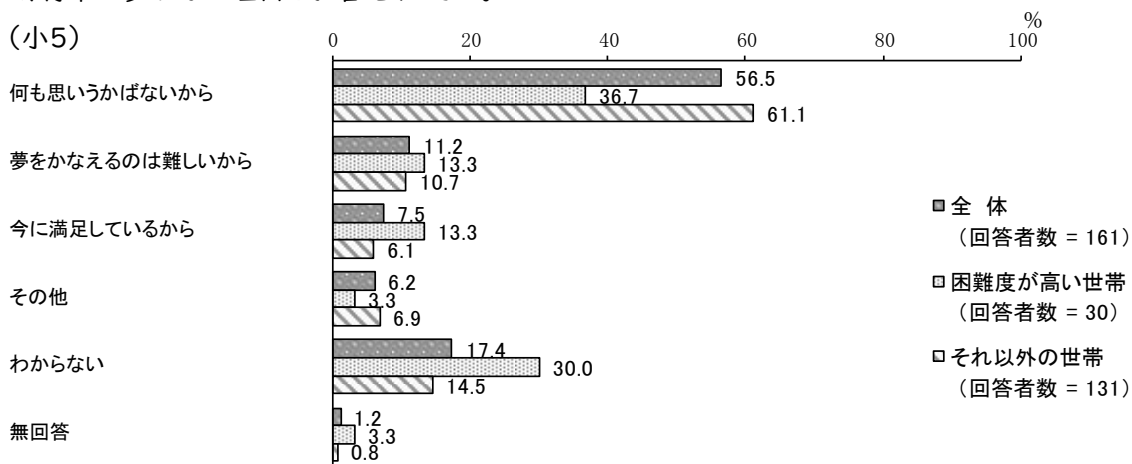


(中2)

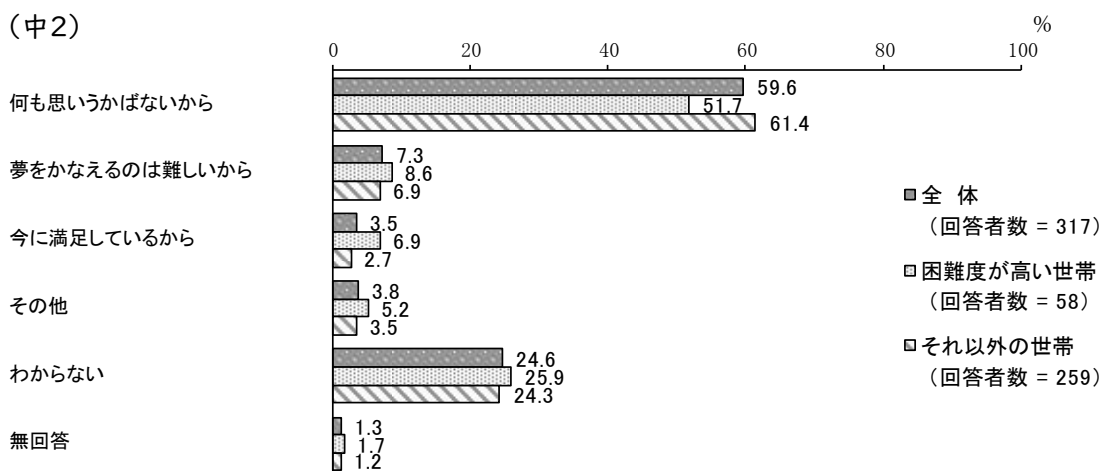


Q、将来の夢がない理由をお答えください。

(小5)



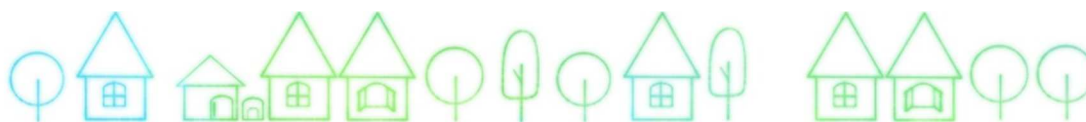
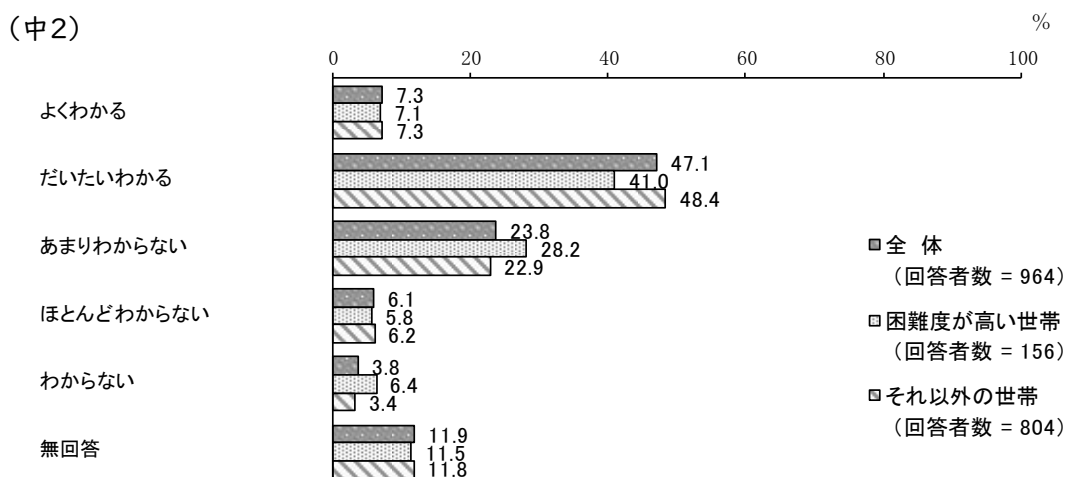
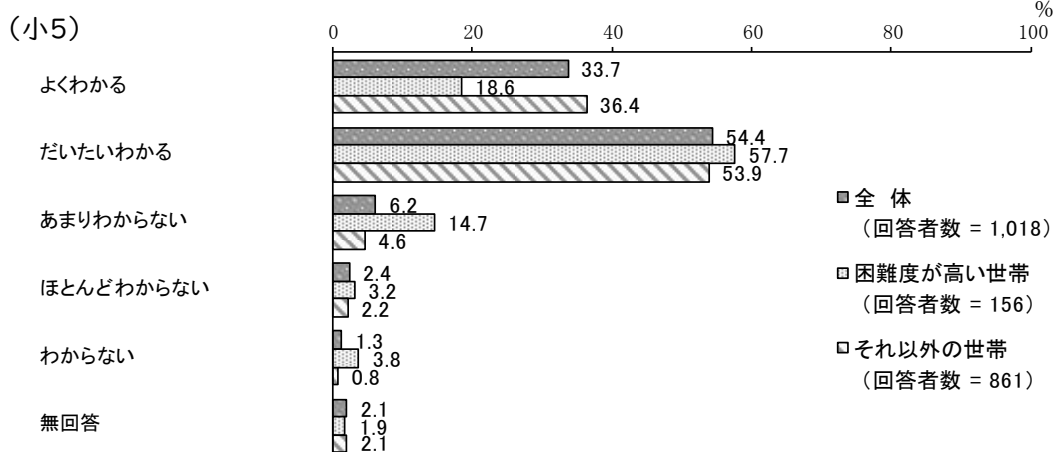
(中2)



イ) 学習に関する課題

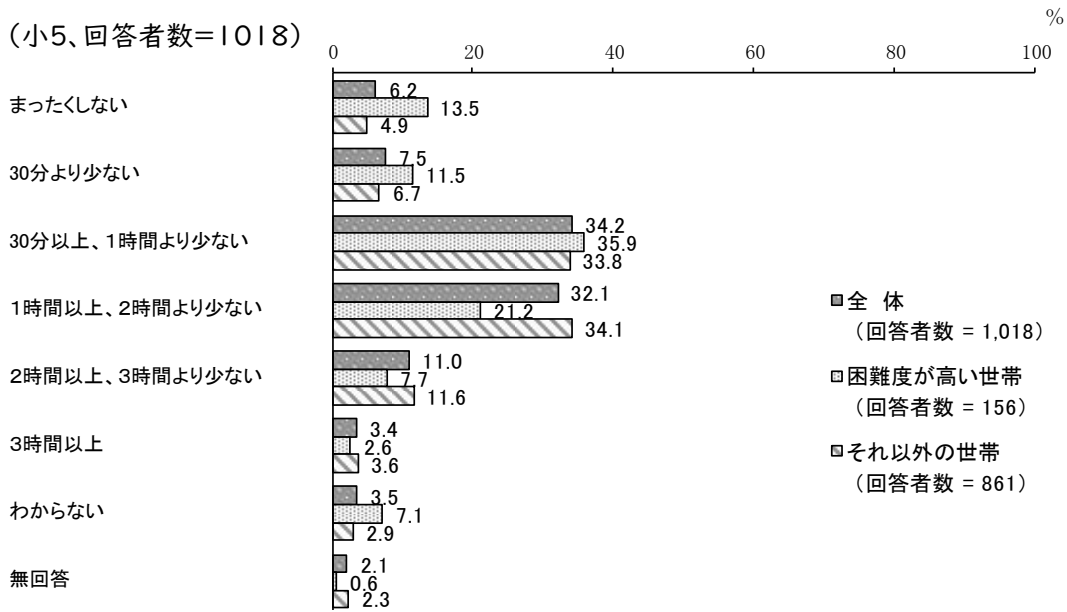
本市調査によると、学校の勉強についていけない子どもが一定数存在し、傾向として困難度が高い世帯の子どもの割合が高いことがわかりました。

Q、学校の勉強について、一番あなたの気持ちに近いものはどれですか。

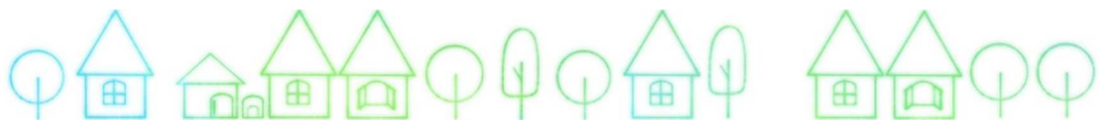
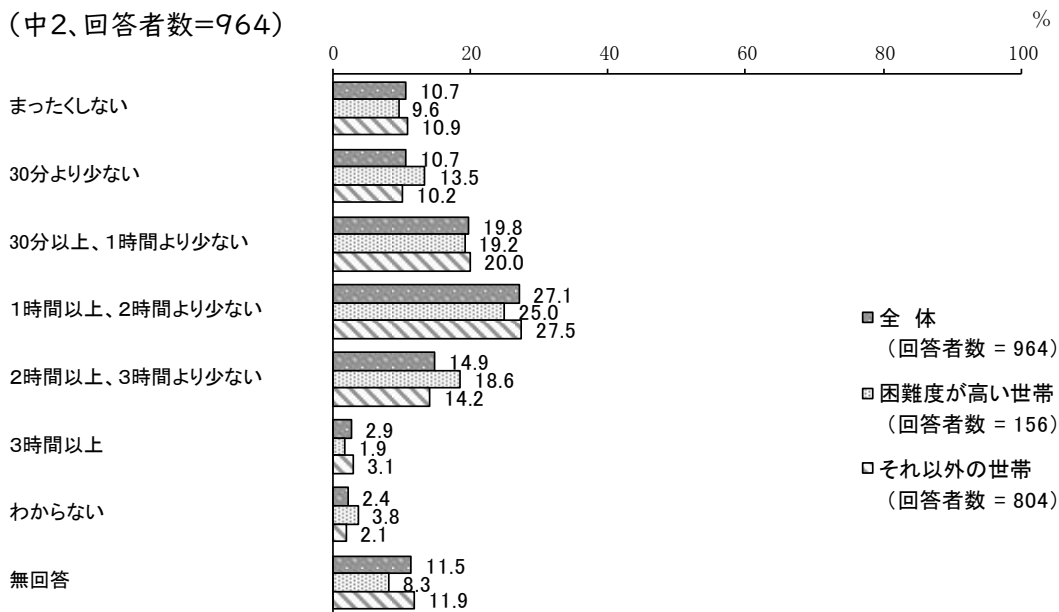


Q、学校のある日、授業以外に1日あたりどれくらい勉強しますか。

(小5、回答者数=1018)

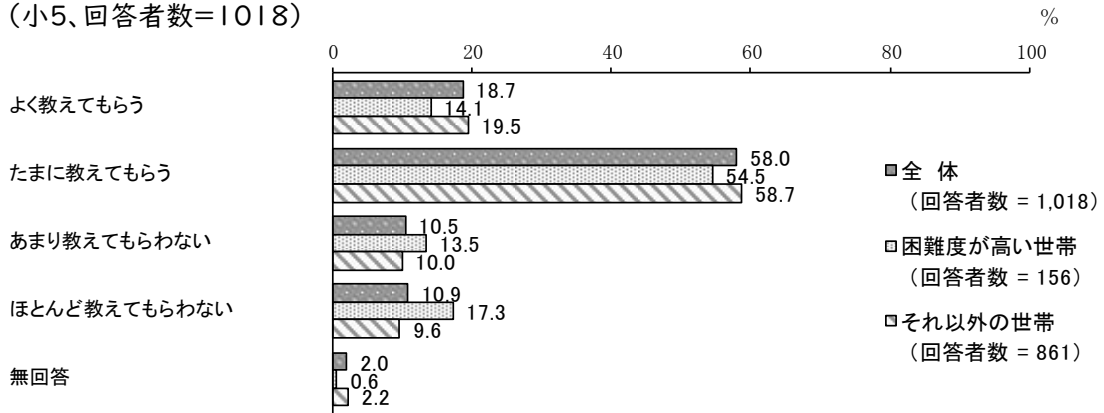


(中2、回答者数=964)

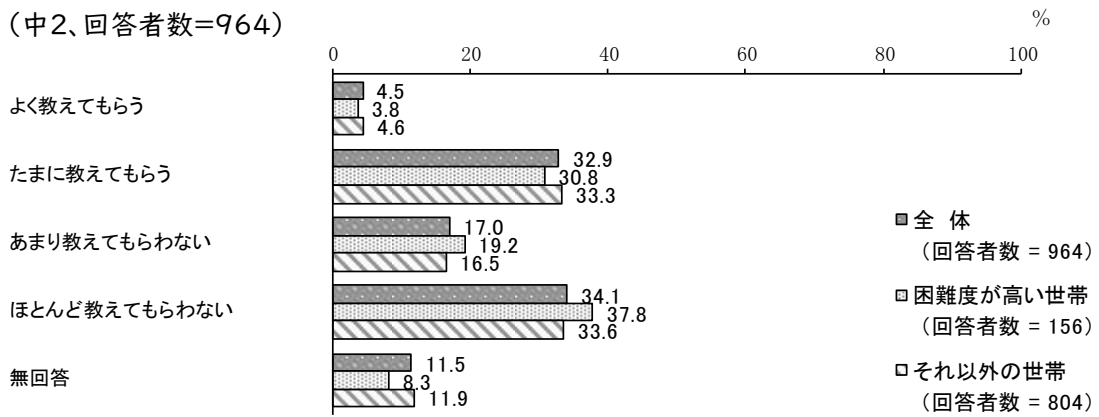


Q、親から勉強を覚えてもらうことがありますか。

(小5、回答者数=1018)



(中2、回答者数=964)

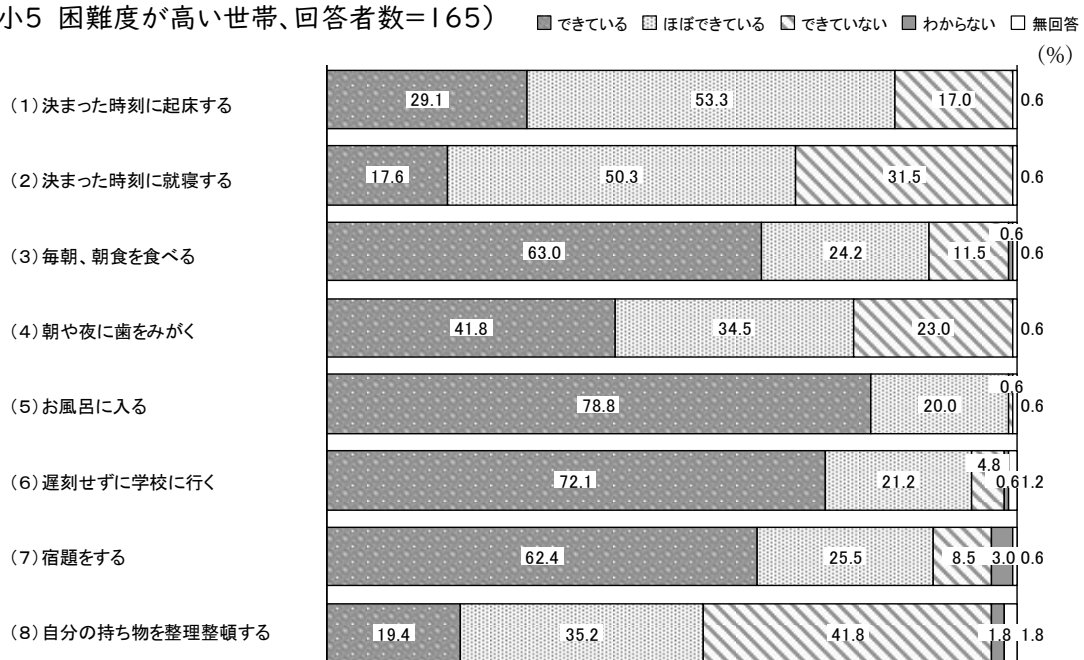


ウ)生活習慣に関する課題

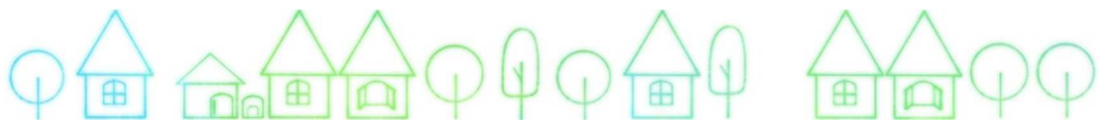
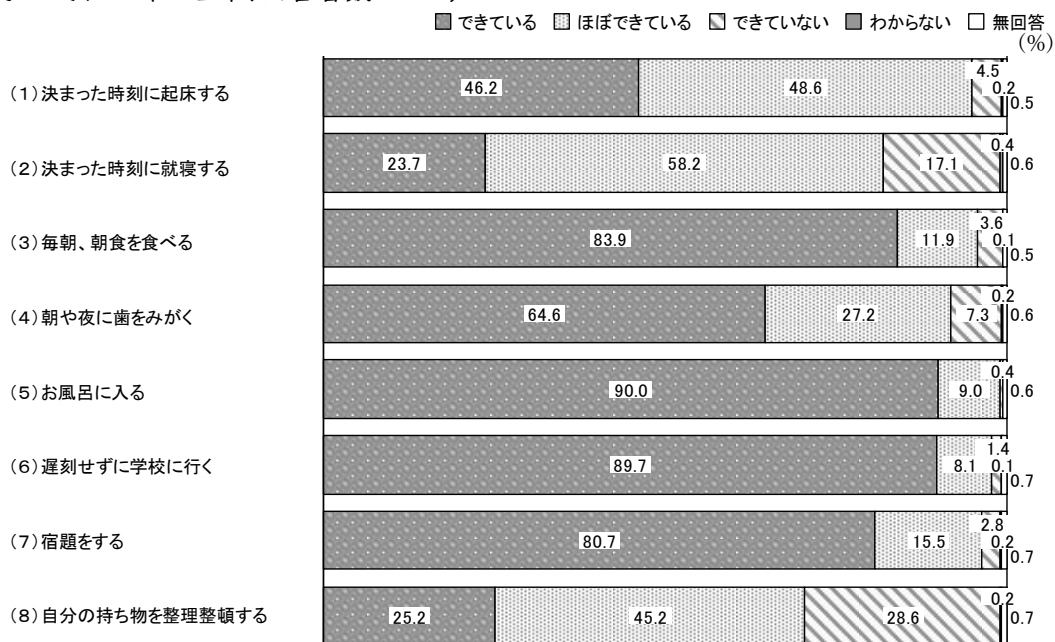
本市調査によると、決まった時刻に起床・就寝し毎日朝食を食べるなどの基本的な生活リズムを持つことができていない子どもが一定数存在し、傾向として困難度が高い世帯の子どもの割合が高いことがわかりました。

Q、基本的な生活習慣の状況を教えてください。

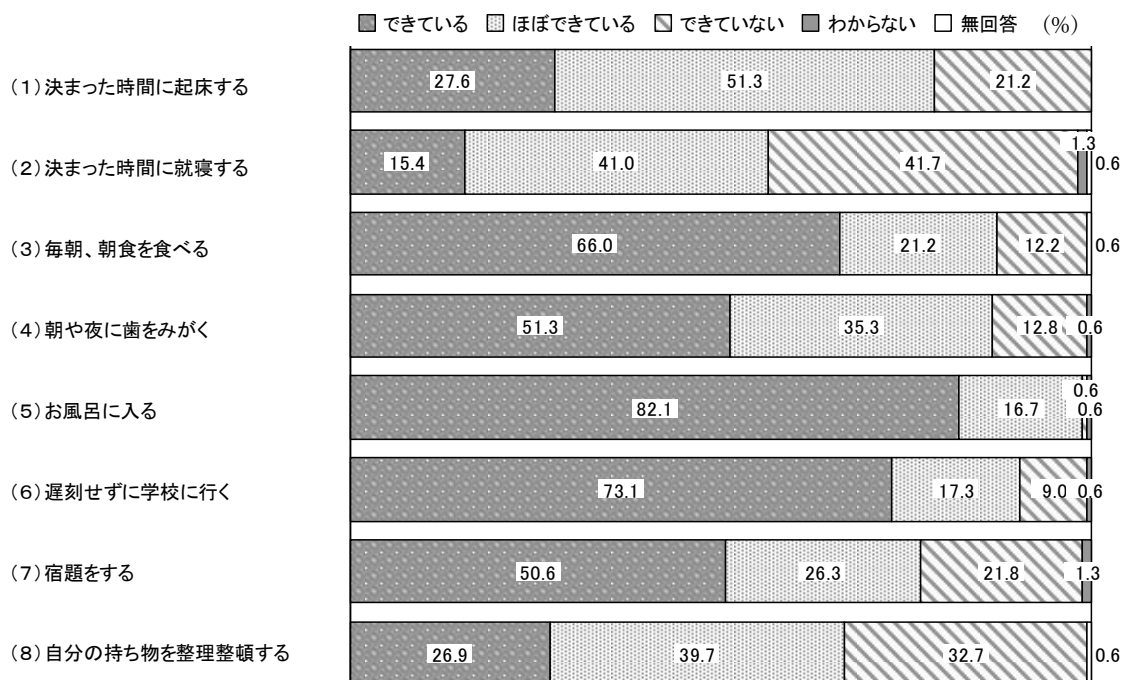
(小5 困難度が高い世帯、回答者数=165)



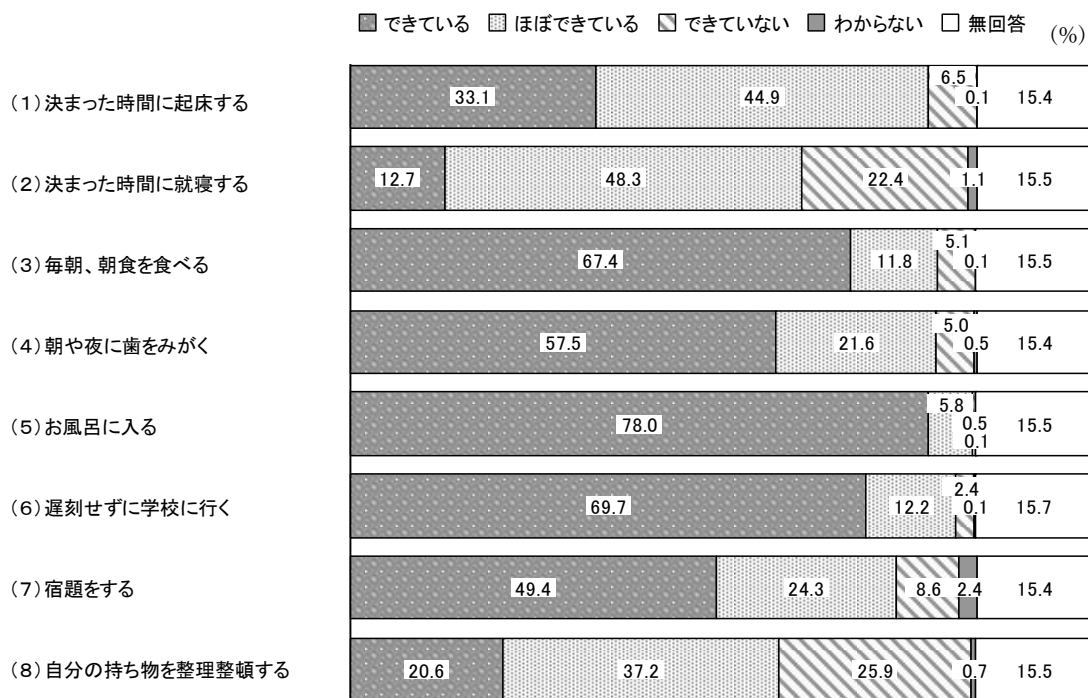
(小5 それ以外の世帯、回答者数=831)



(中2 困難度が高い世帯、回答者数=156)



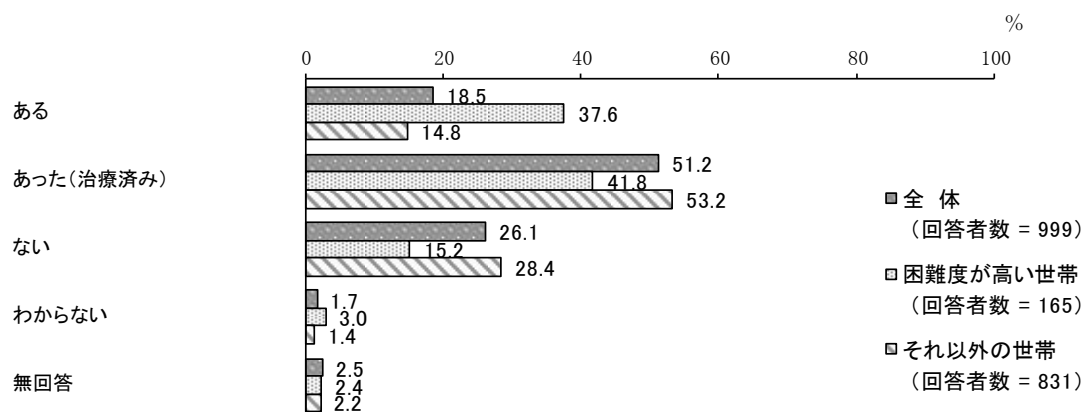
(中2 それ以外の世帯、回答者数=804)



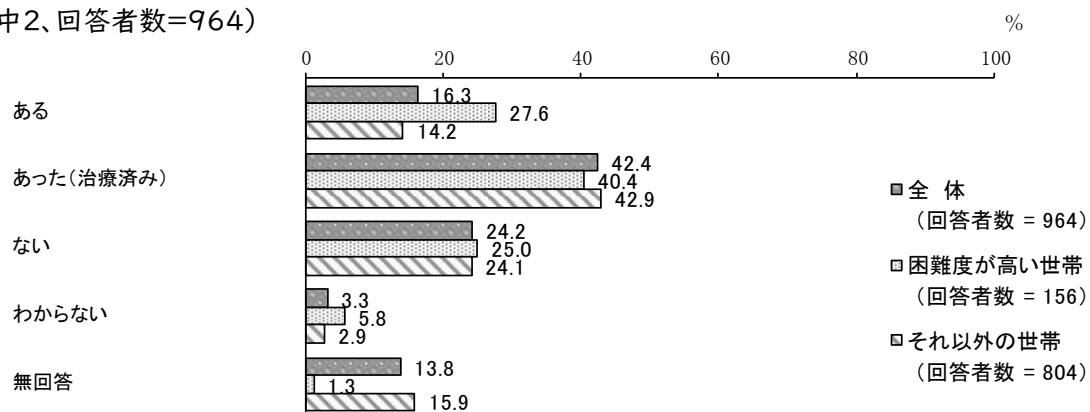
むし歯があるにもかかわらず治療できていない子どもが一定数おり、傾向として困難度が高い世帯の子どもの割合が高いことがわかりました。

Q、お子さんには現在むし歯がありますか。

(小5、回答者数=999)

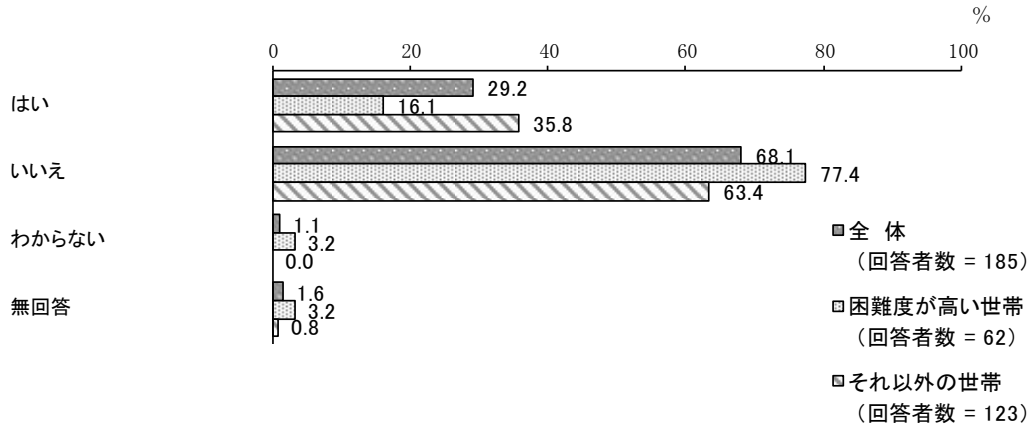


(中2、回答者数=964)

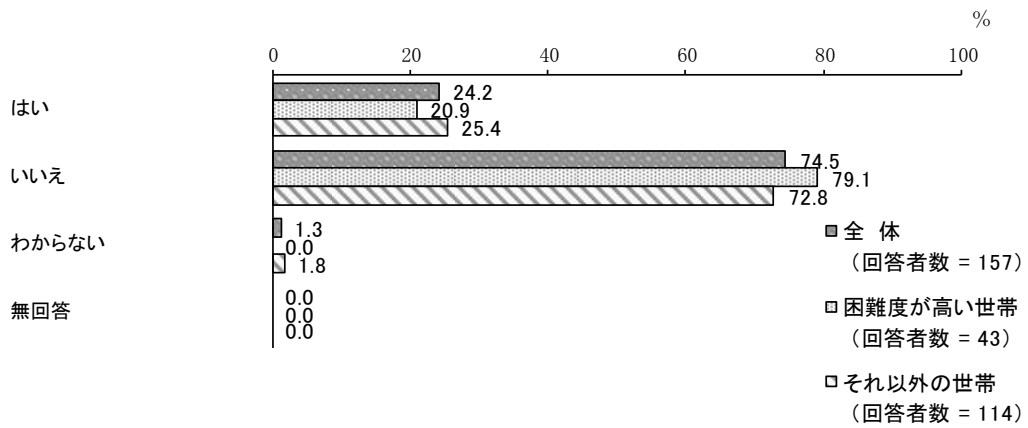


Q、現在むし歯を治療中ですか。

(小5、回答者数=185)



(中2、回答者数=157)

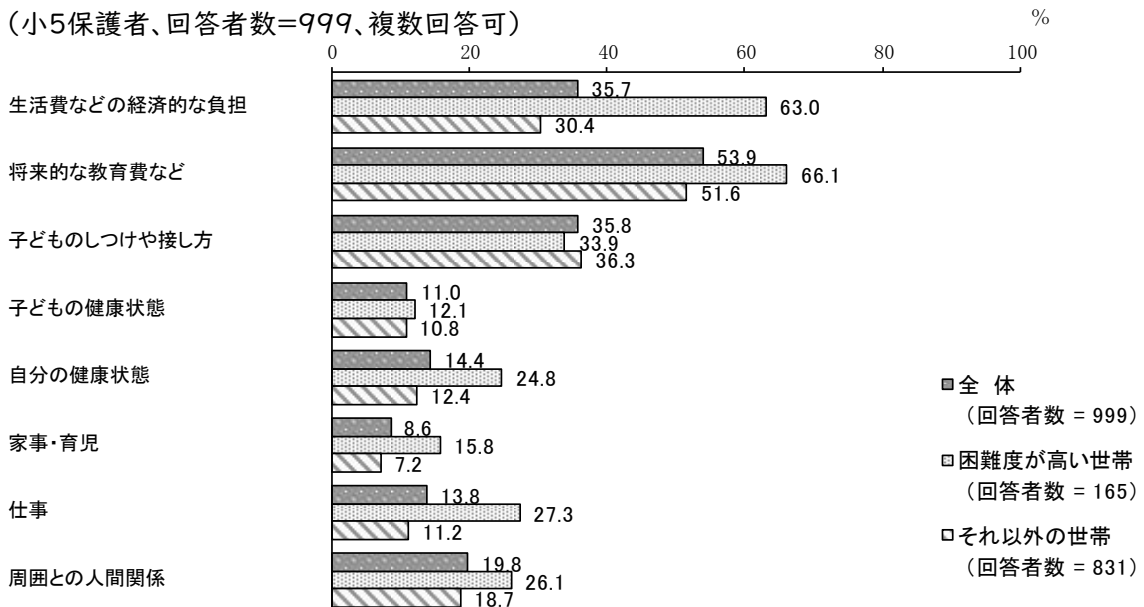


エ) 経済的困窮に関する課題

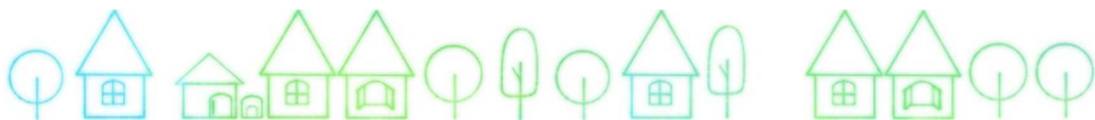
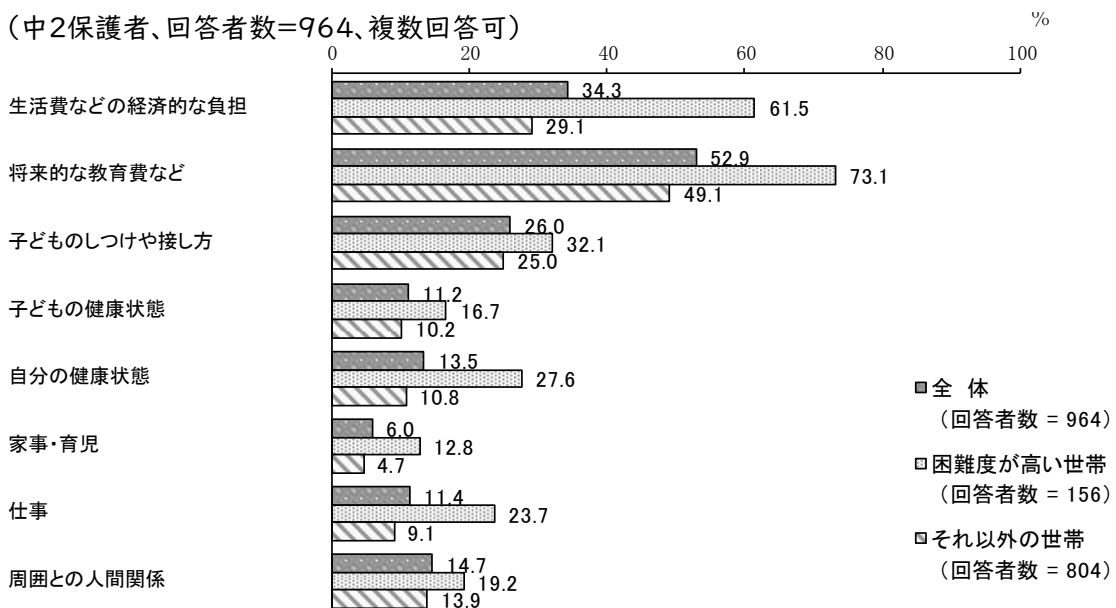
本市調査によると、子育てにおける悩み事として、教育費や生活費などの経済的な負担について不安を感じている世帯の割合が高く、医療機関の受診や高校・大学への進学を断念する要因となっている可能性があることがわかりました。

Q、子育てについて心配や悩み事がありますか。

(小5保護者、回答者数=999、複数回答可)

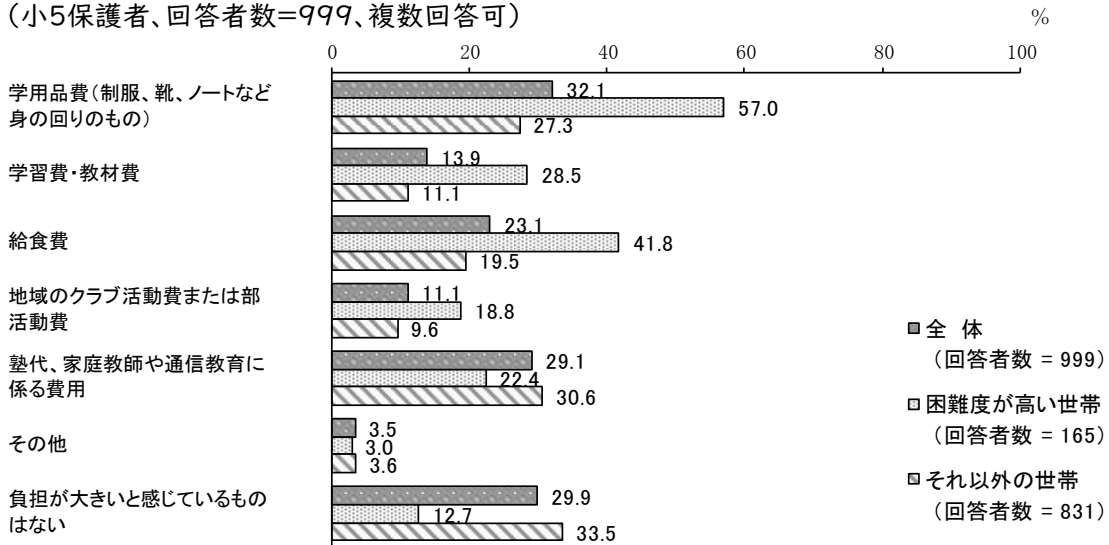


(中2保護者、回答者数=964、複数回答可)

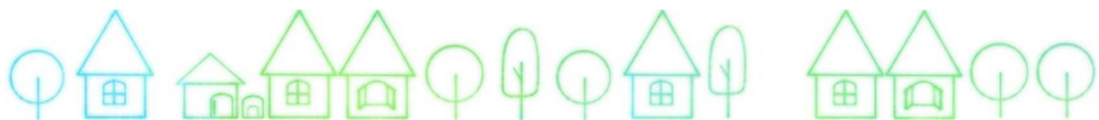
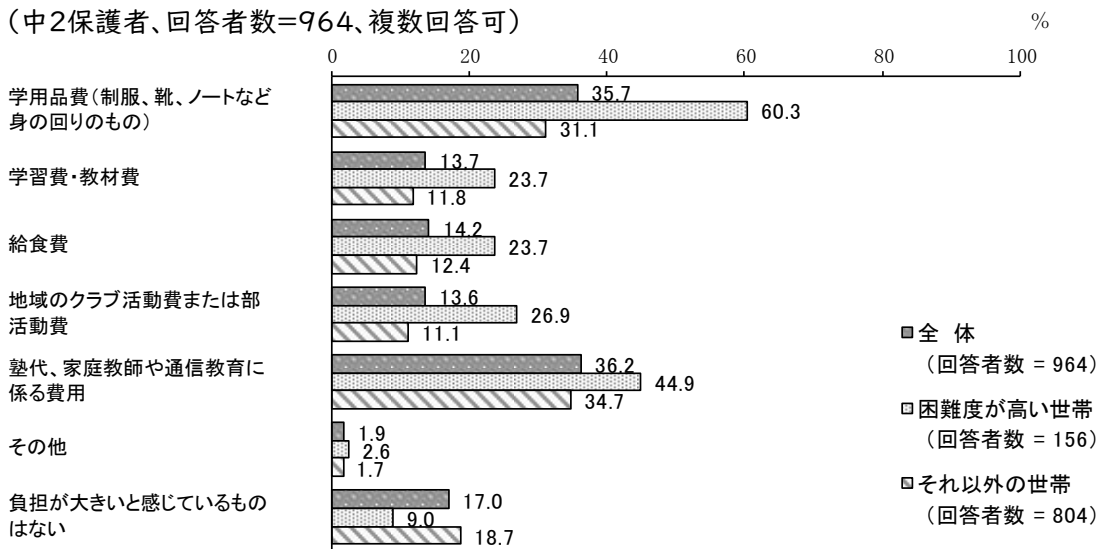


Q、教育・保育にかかる経費について負担が大きいと感じているものはありますか。

(小5保護者、回答者数=999、複数回答可)

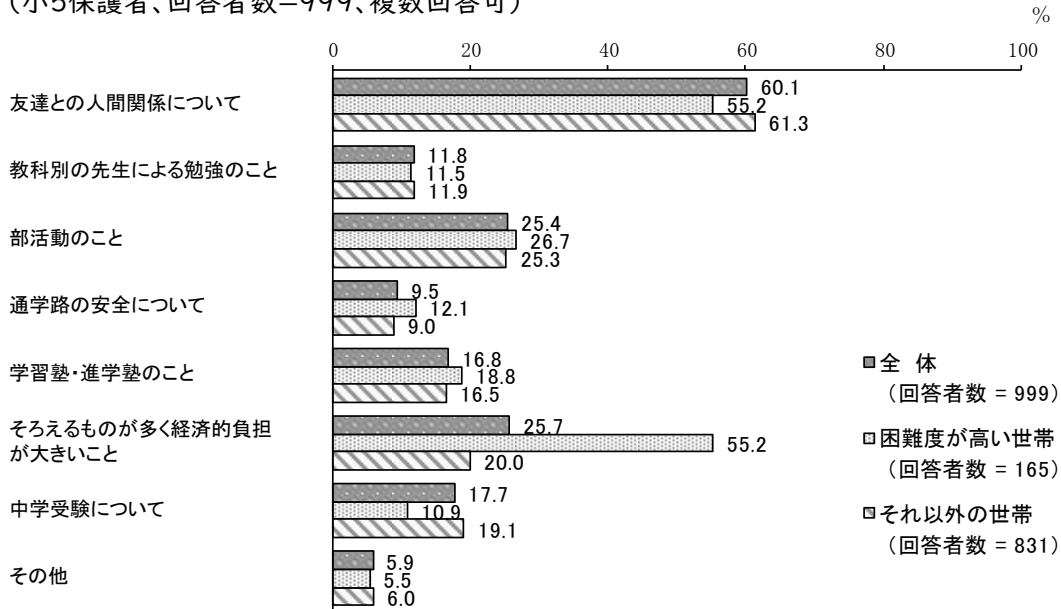


(中2保護者、回答者数=964、複数回答可)

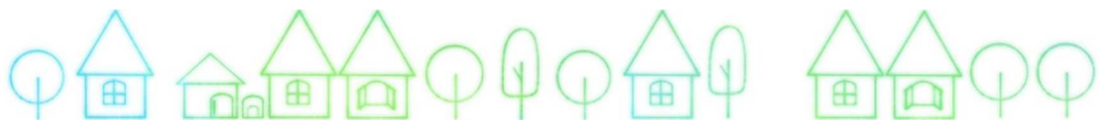
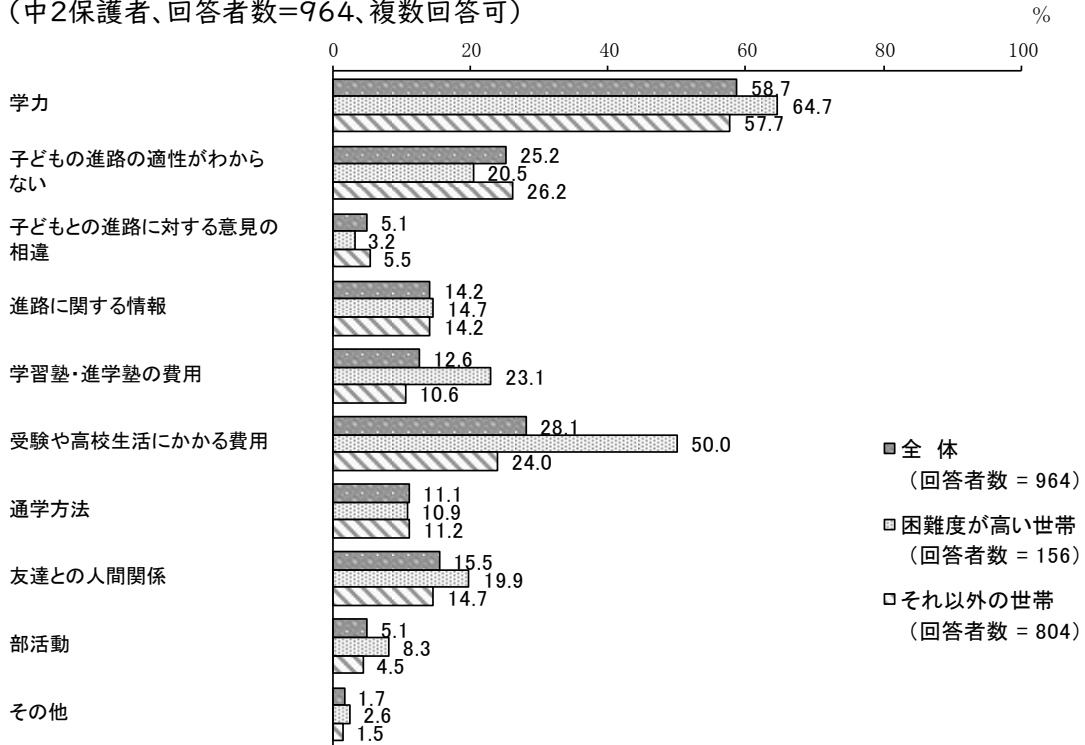


Q、お子さんが中学校に入学（高校に進学）する際に不安なことは何ですか。

（小5保護者、回答者数=999、複数回答可）

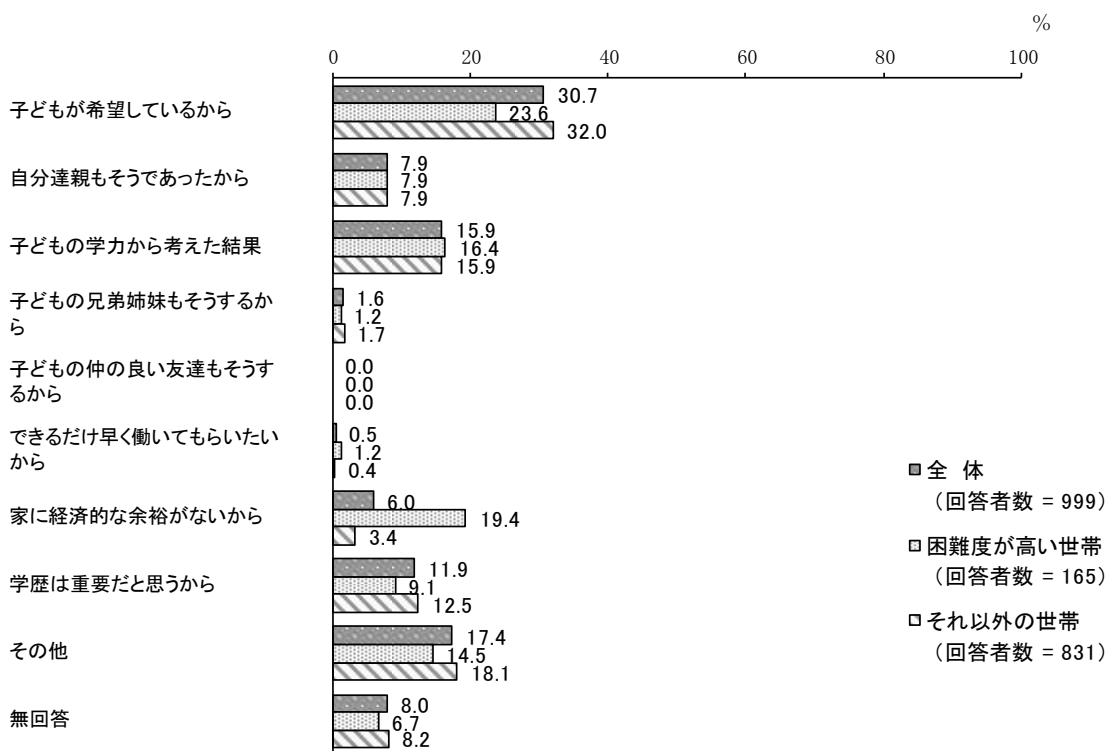
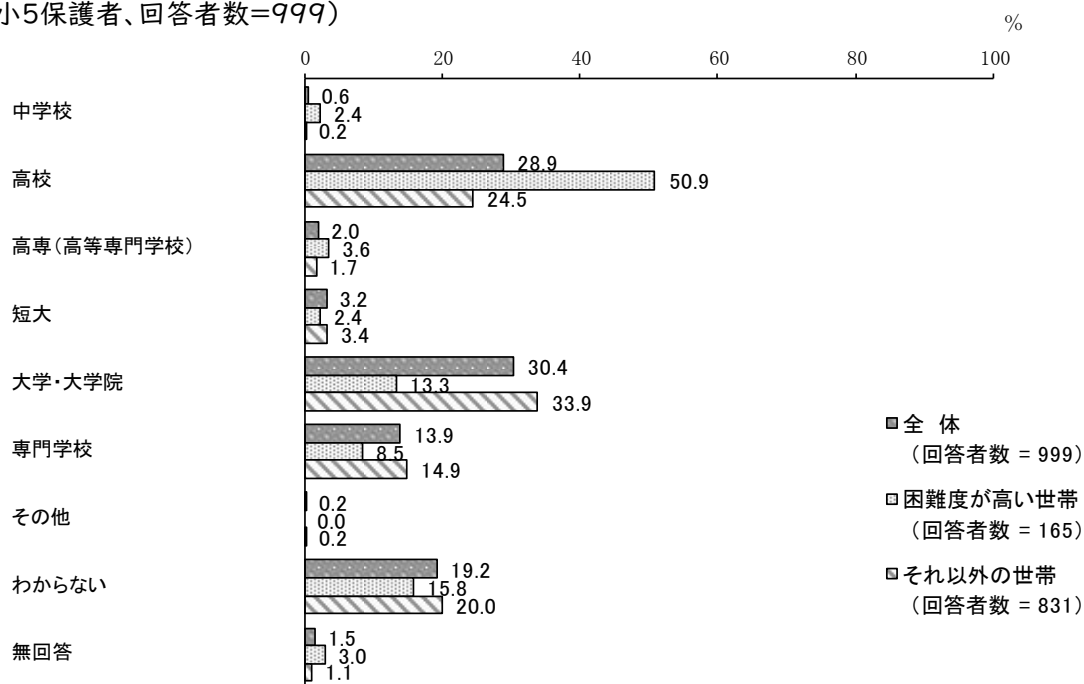


（中2保護者、回答者数=964、複数回答可）

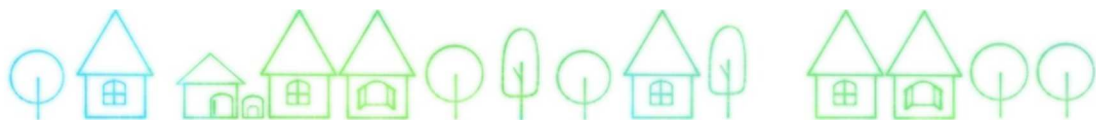
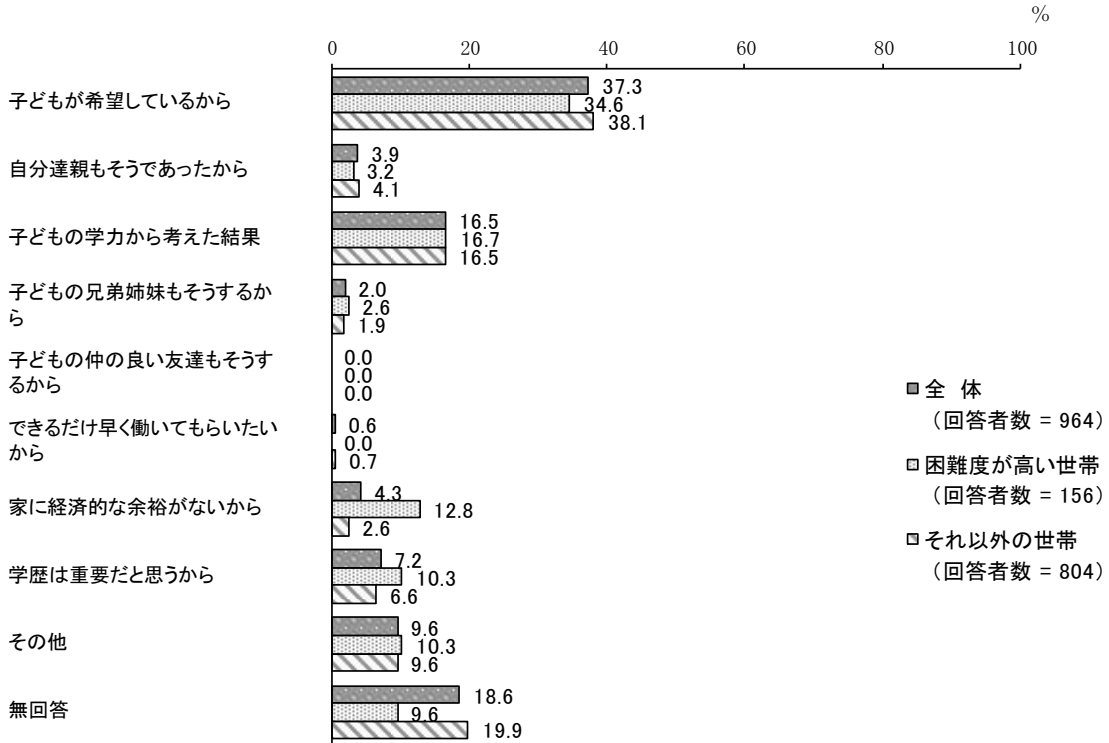
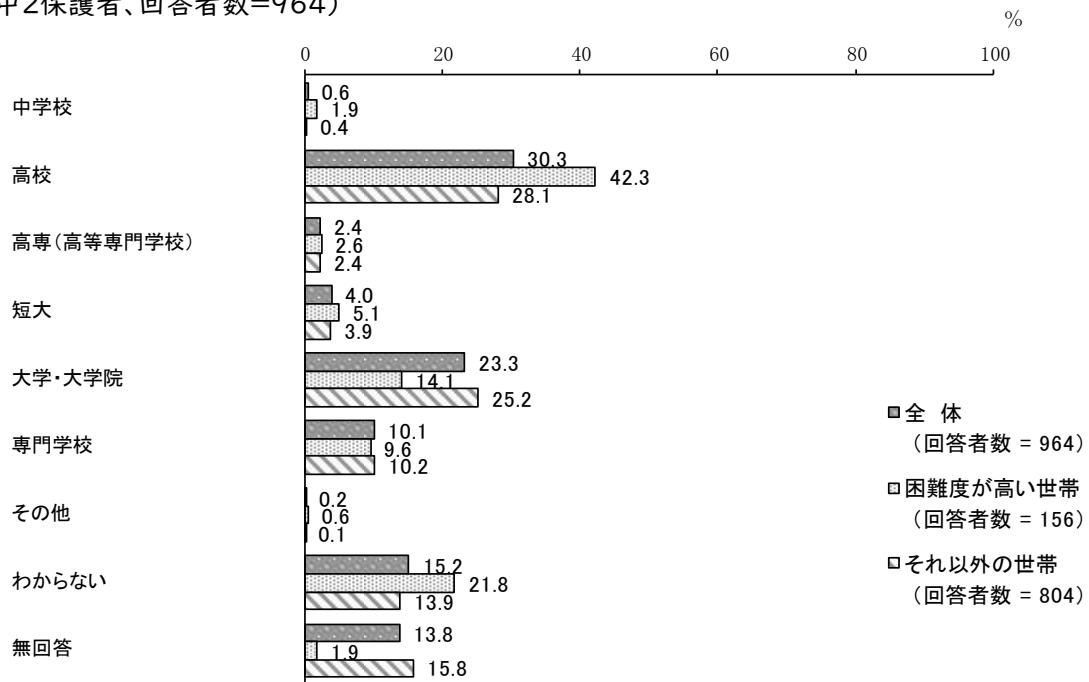


Q、お子さんは将来どの学校まで行くことになると思いますか。また、そのように考える最大の理由は
何ですか。

(小5保護者、回答者数=999)

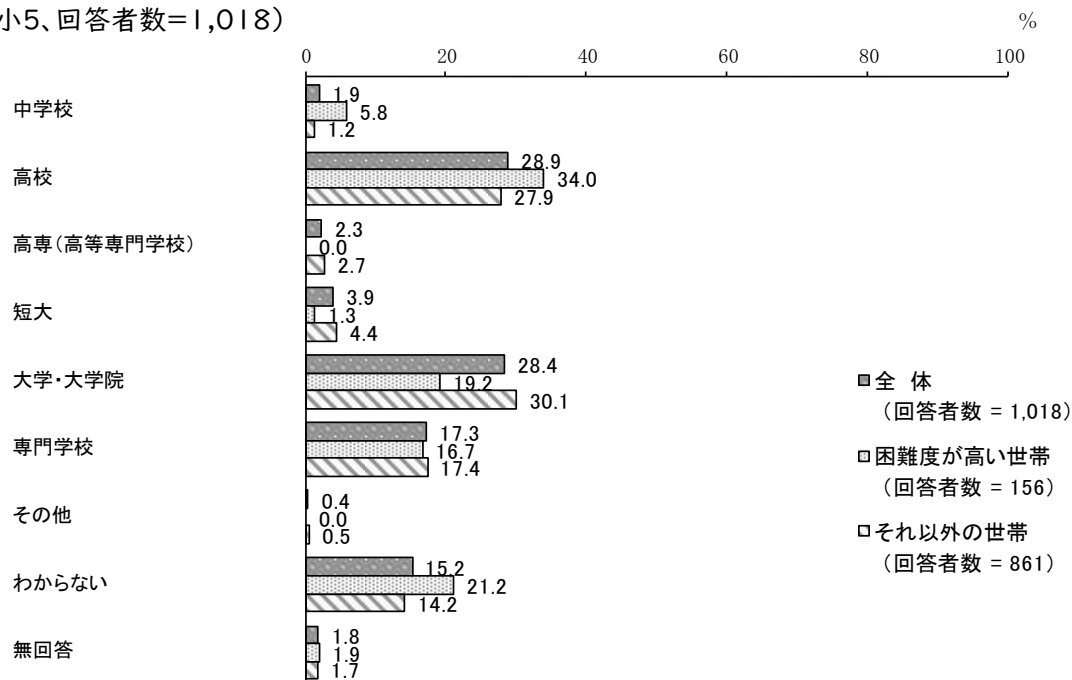


(中2保護者、回答者数=964)

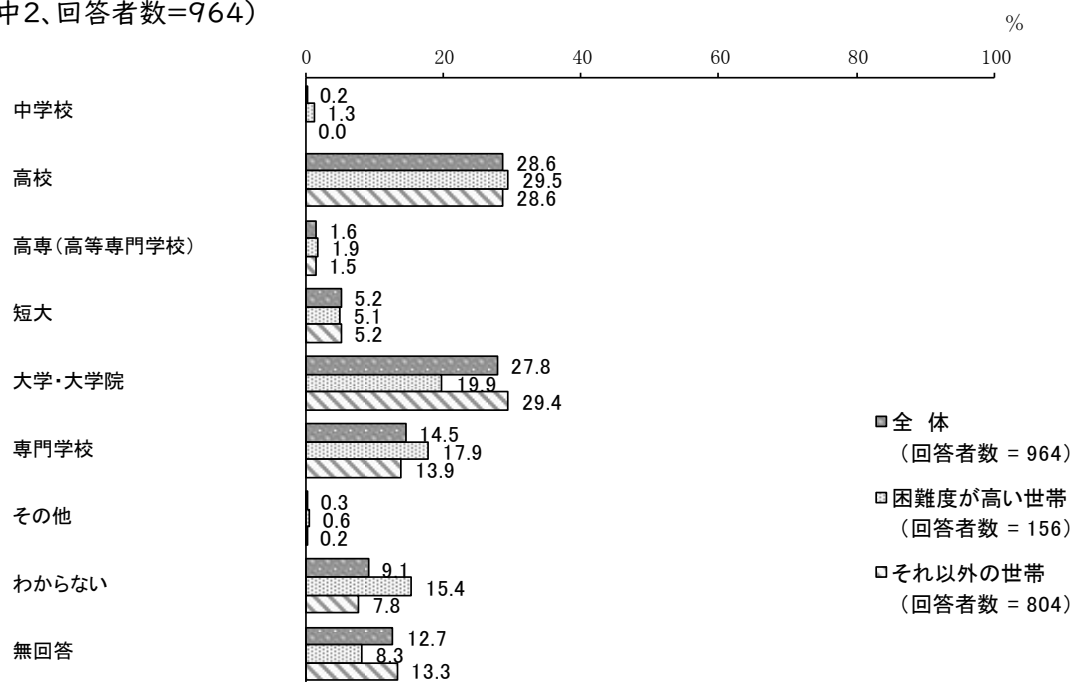


Q、あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。

(小5、回答者数=1,018)

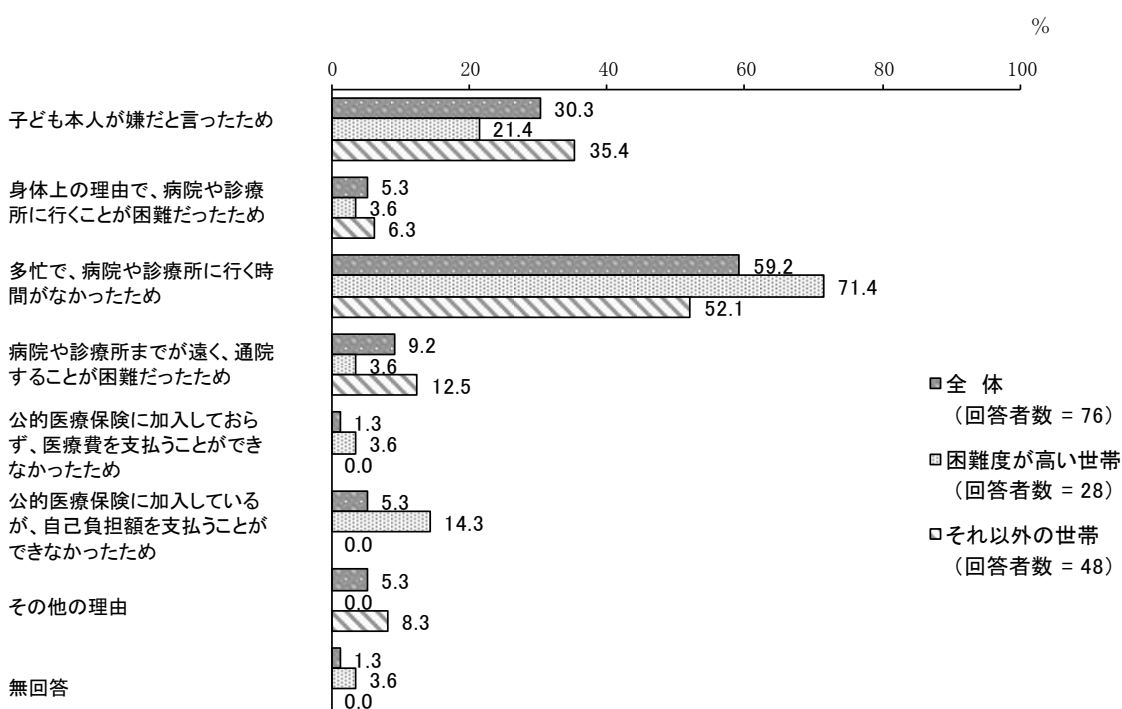
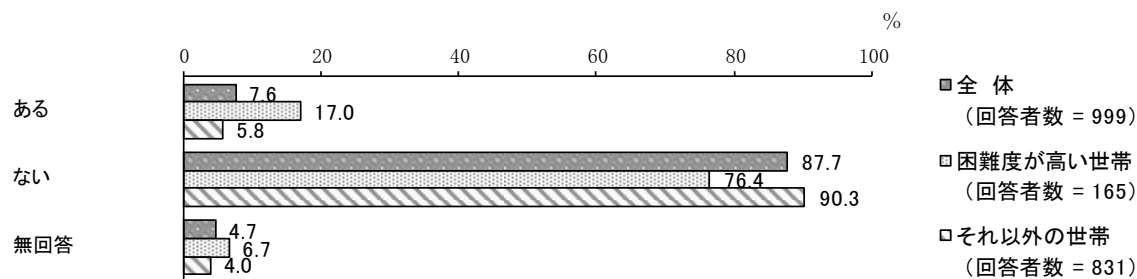


(中2、回答者数=964)

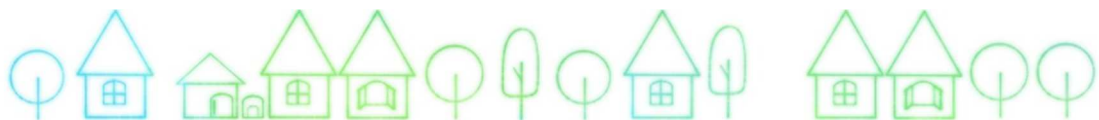
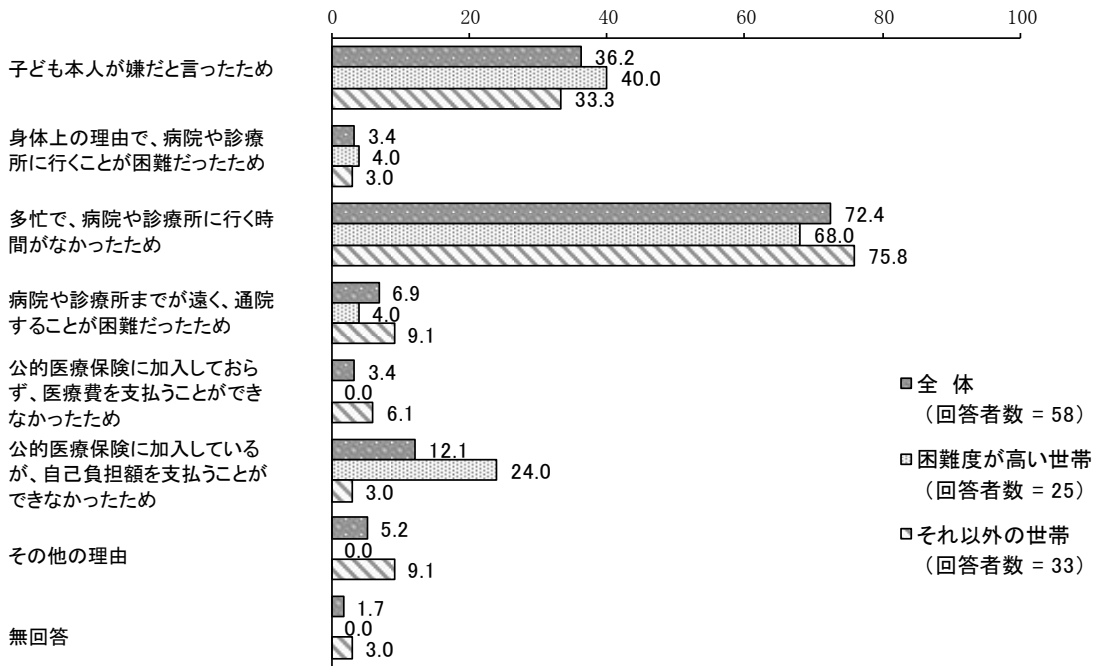
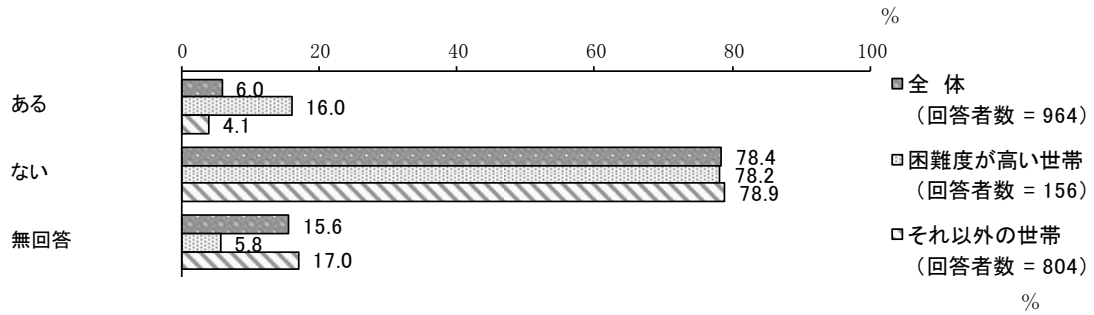


Q、過去1年間に、子どもの病気や怪我の治療のため病院を受診したほうが良いと思ったのに、実際には受診しなかったことがありますか。その理由は何ですか。

(小5保護者、回答者数=999)



(中2保護者、回答者数=964)

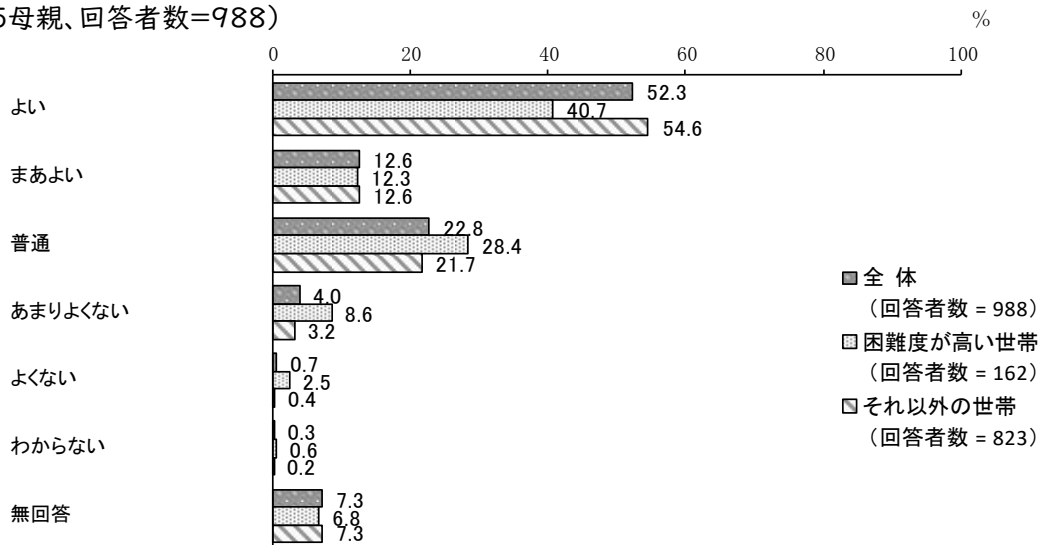


オ)健康に関する課題

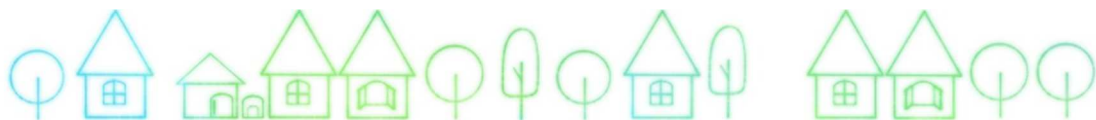
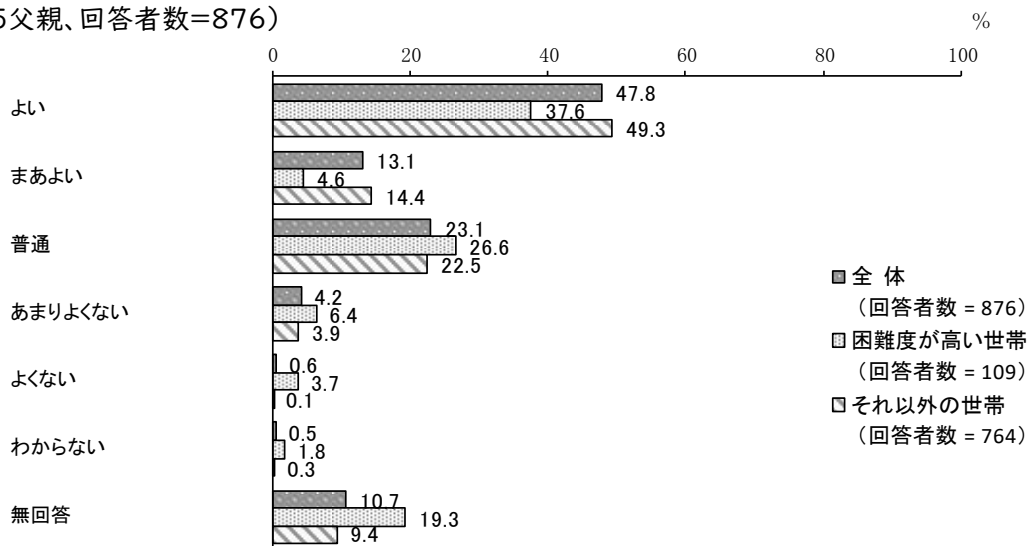
本市調査によると、困難度が高い世帯において、保護者の健康状態が良好でない割合がそれ以外の世帯より高いことがわかりました。健康状態の不良に伴う稼働不能などにより、安定的な収入が得られず、経済的な困窮をはじめとしたさまざまな課題の要因となっている可能性があります。

Q、保護者の健康状態についてお答えください。

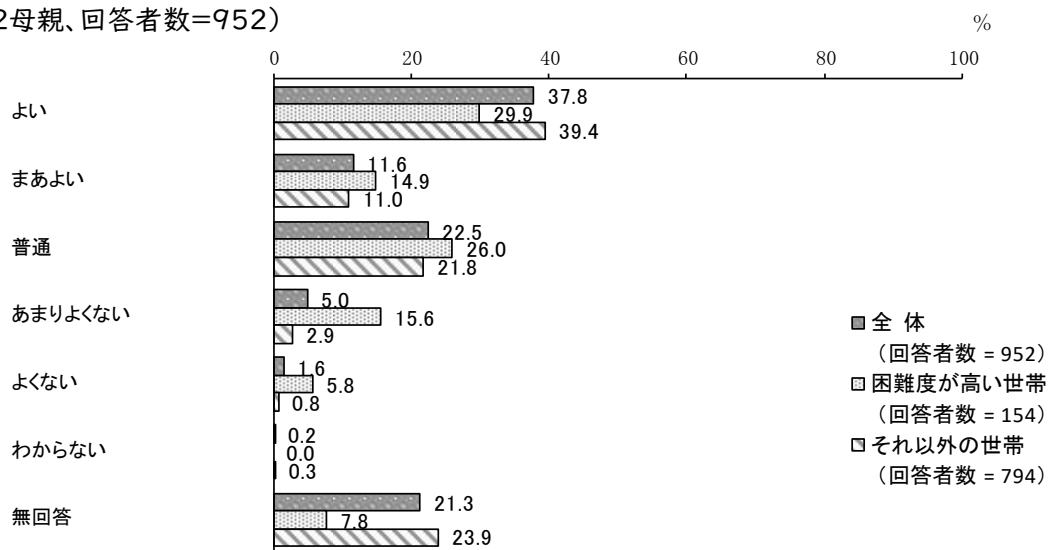
(小5母親、回答者数=988)



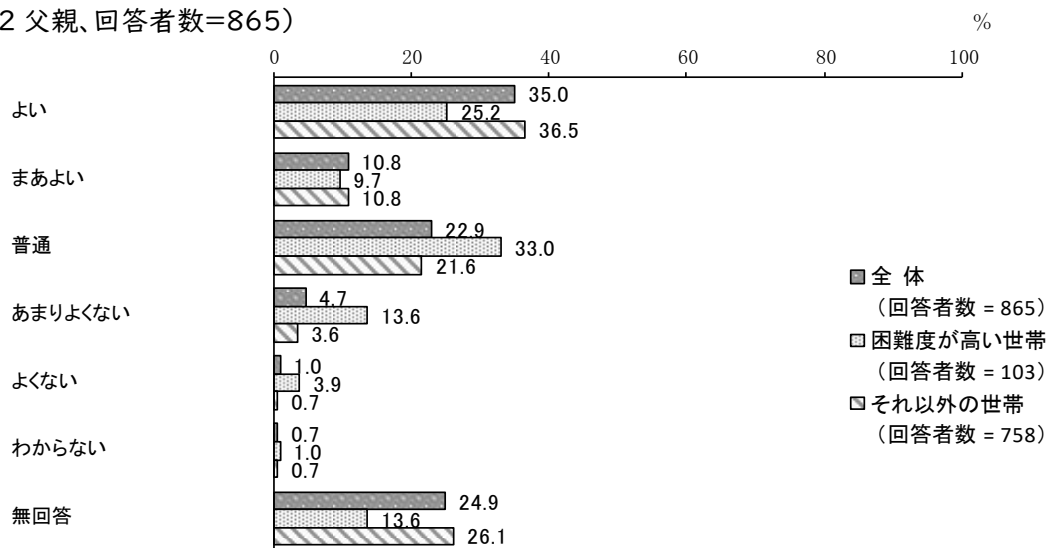
(小5父親、回答者数=876)



(中2母親、回答者数=952)

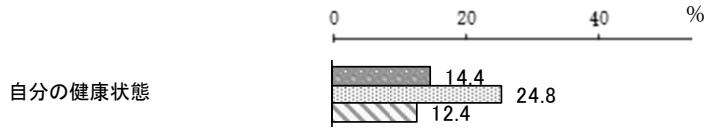


(中2父親、回答者数=865)



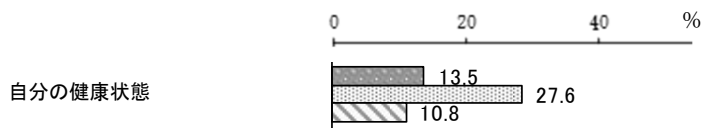
Q、子育てについて心配や悩み事がありますか(前掲抜粋)。

(小5保護者、回答者数=999、複数回答可)



- 全体 (回答者数 = 999)
- 困難度が高い世帯 (回答者数 = 165)
- それ以外の世帯 (回答者数 = 831)

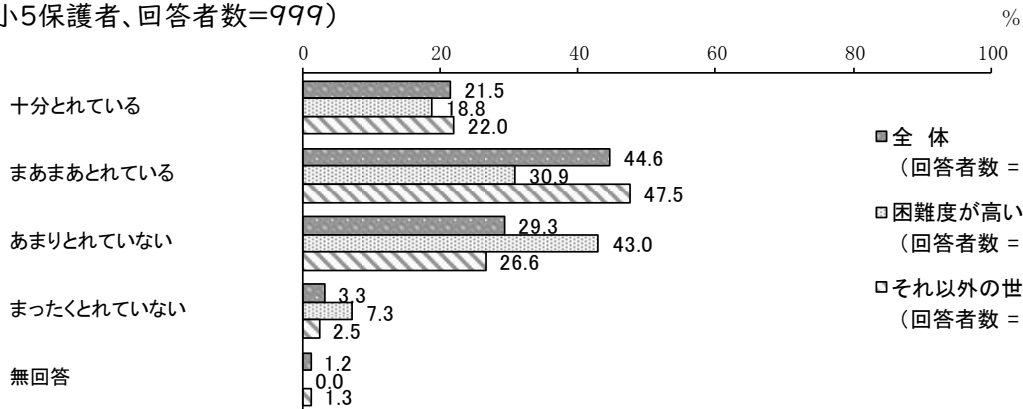
(中2保護者、回答者数=964、複数回答可)



- 全体 (回答者数 = 964)
- 困難度が高い世帯 (回答者数 = 156)
- それ以外の世帯 (回答者数 = 804)

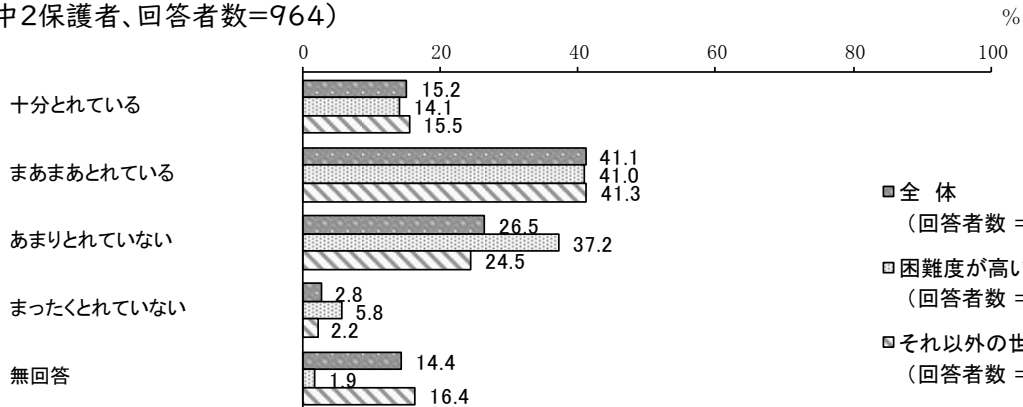
Q、ここ1か月、あなたは睡眠による十分な休養がとれていますか。

(小5保護者、回答者数=999)

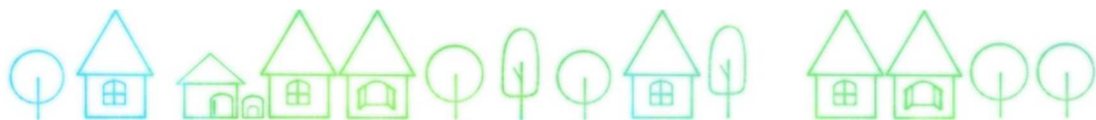


- 全体 (回答者数 = 999)
- 困難度が高い世帯 (回答者数 = 165)
- それ以外の世帯 (回答者数 = 831)

(中2保護者、回答者数=964)



- 全体 (回答者数 = 964)
- 困難度が高い世帯 (回答者数 = 156)
- それ以外の世帯 (回答者数 = 804)

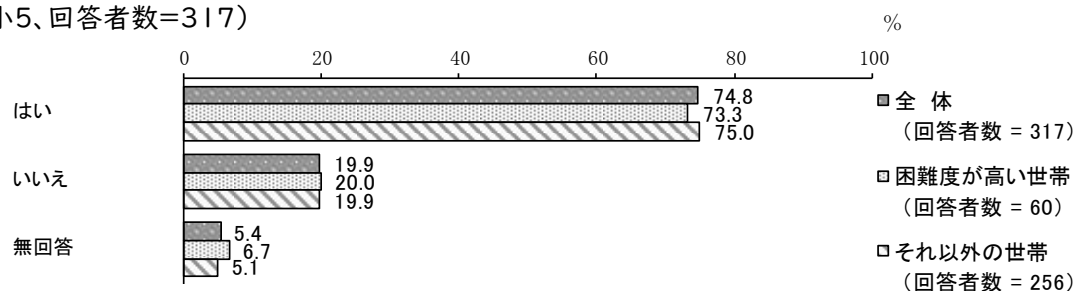


カ) 相談支援に関する課題

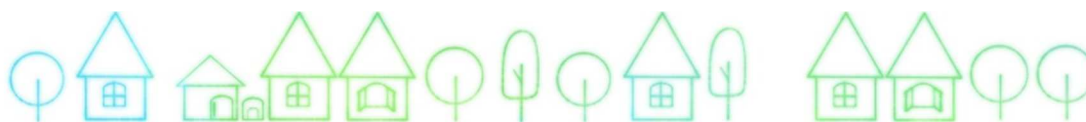
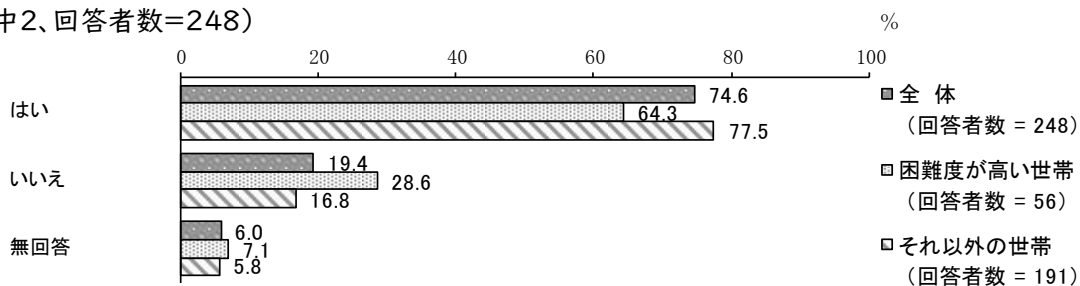
本市調査によると、悩み事があるのに誰にも相談できずに抱え込んでいる子どもや保護者が一定数おり、どこに相談したらよいかわからない状況に陥っている可能性があることがわかりました。

Q、あなたには悩み事を相談できる人がいますか。

(小5、回答者数=317)

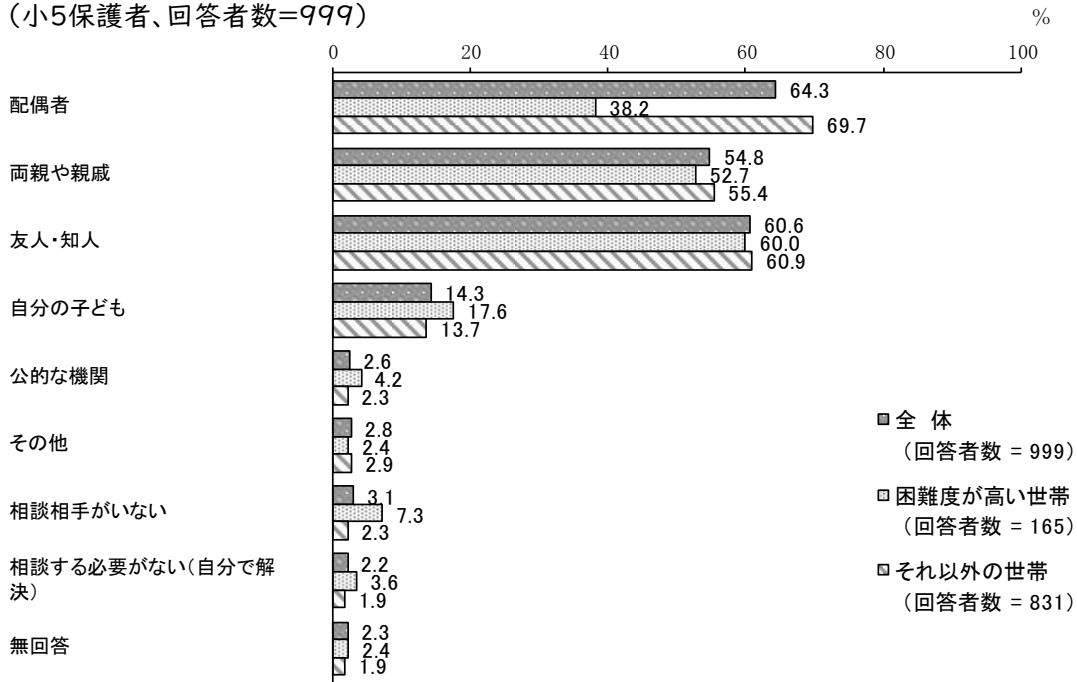


(中2、回答者数=248)

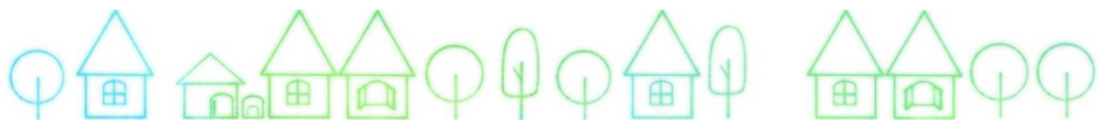
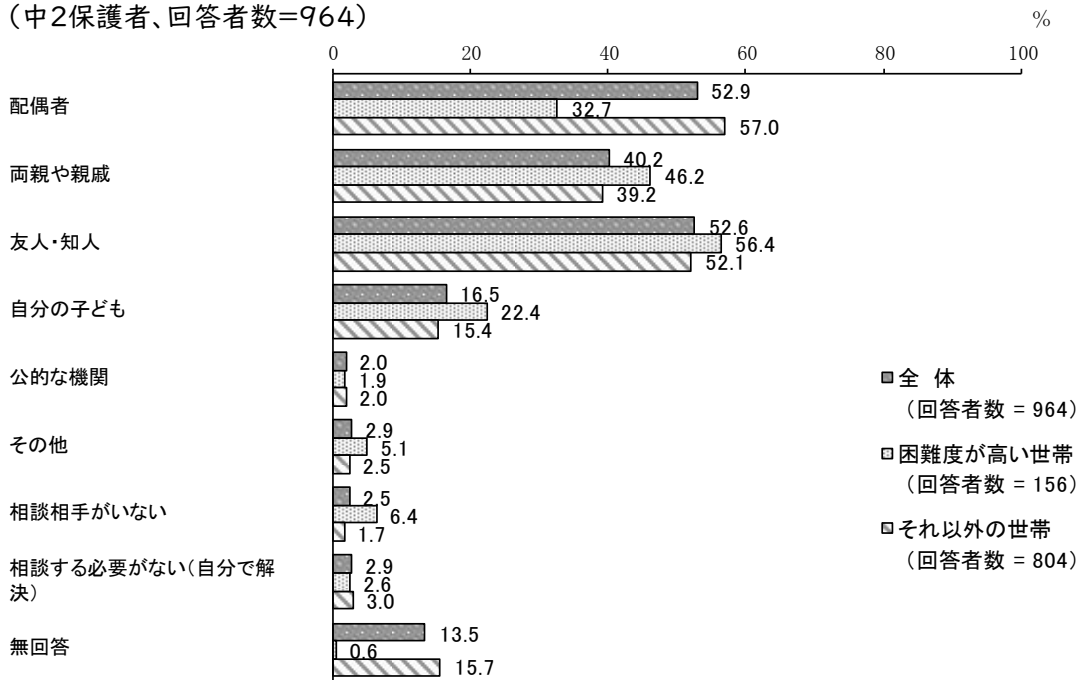


Q、あなたは悩み事を誰に相談していますか。

(小5保護者、回答者数=999)



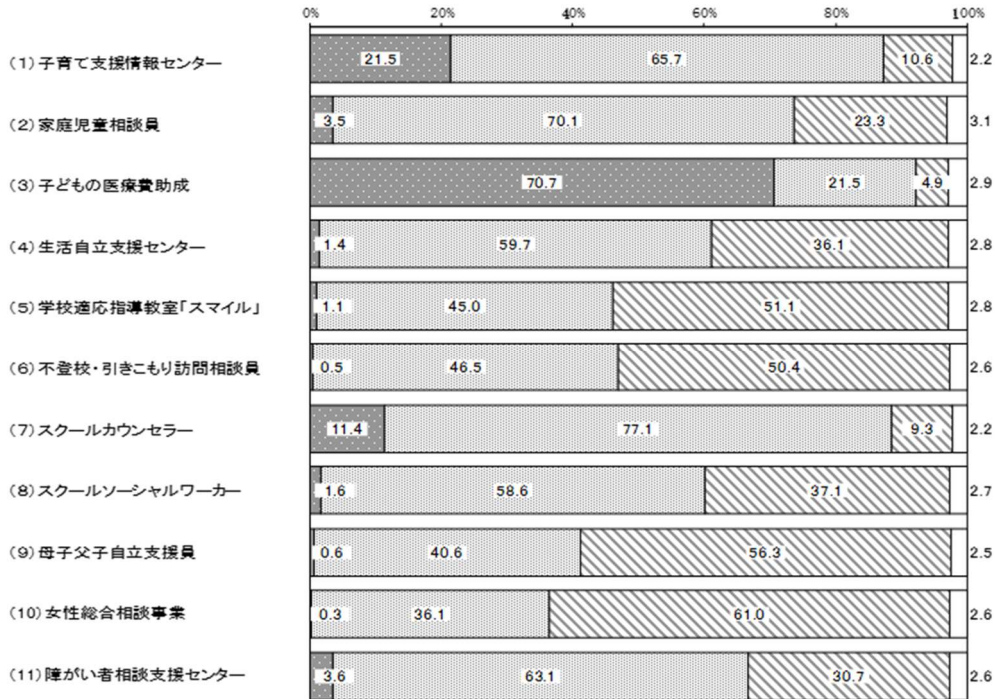
(中2保護者、回答者数=964)



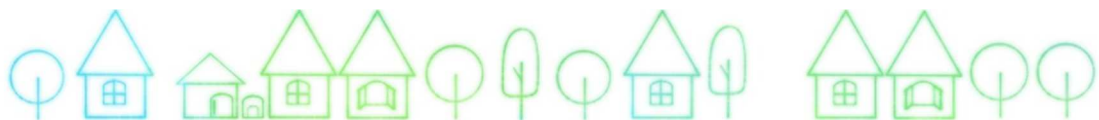
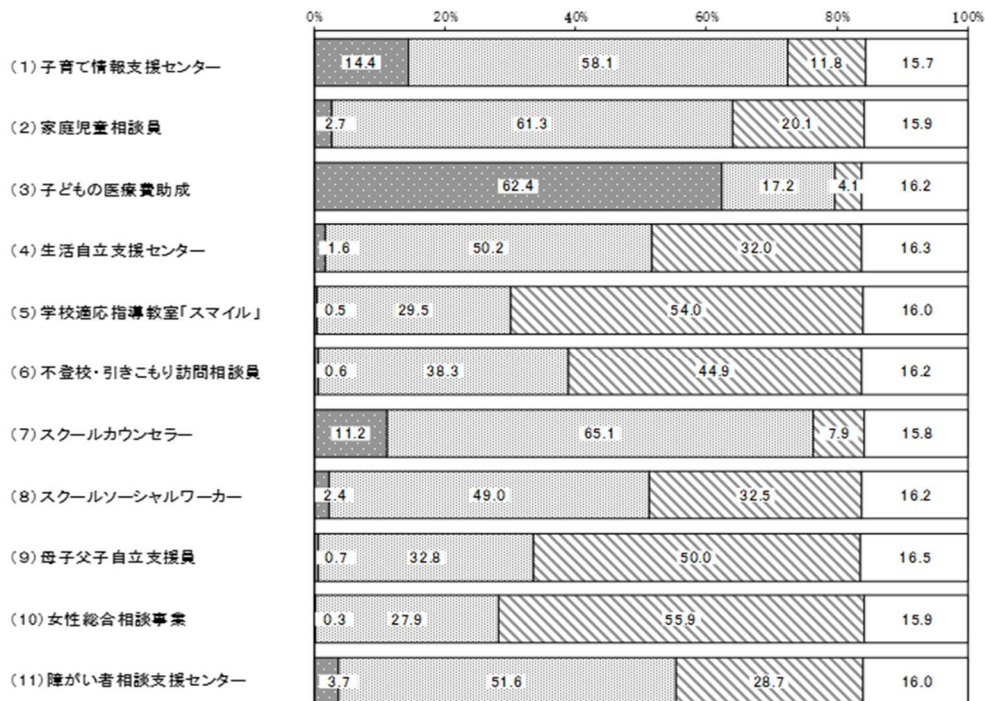
Q、あなたは次の支援サービスを利用したことがありますか。

(小5保護者、回答者数=999)

■ 利用している、利用したことがある
 □ 知らない
 ▨ 知っているが利用したことはない
 □ 無回答



(中2保護者、回答者数=964)



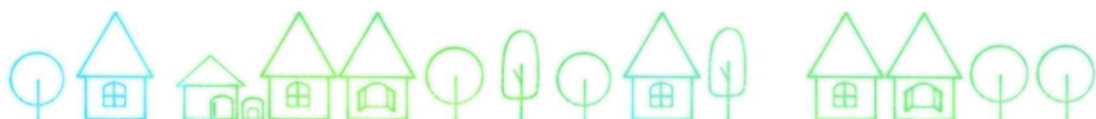
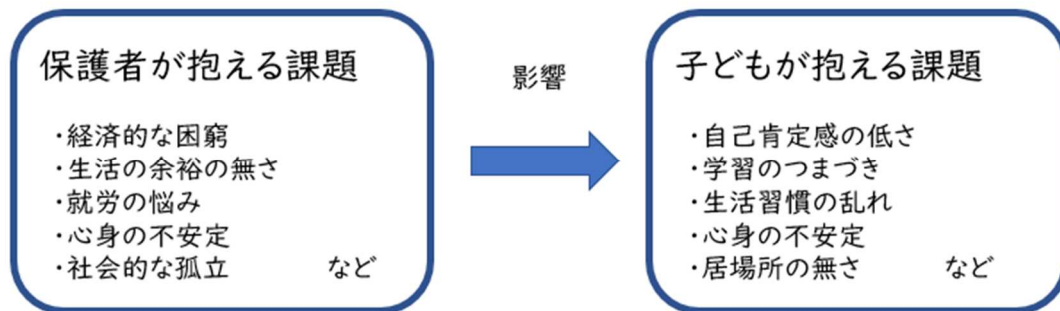
(4) 本市調査結果等を踏まえたまとめ

本市調査結果及び各種統計データを踏まえると、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、個々の家庭が抱える経済的事情や生活事情などにおけるさまざまな課題を把握し、ひとつひとつ解決していく必要があるものと考えられます。

これらの課題は複合的かつ多面的にからみあっており、家庭内の込み入った問題であることが多いことから、客観的にわかりにくいことがあるほか、その困難度合いも家庭ごとにグラデーションがあります。

このため、課題の把握及び解決にあたっては、行政、学校、地域その他の関係機関が一体となった取組を推進し、より効果的な支援を的確に実施することが必要です。

また、支援を必要とする人であればあるほど積極的に支援を求めることができない可能性があることを踏まえ、取りこぼしを防ぐための包括的かつ積極的な相談支援体制を充実させるとともに、情報発信を強化することが必要です。



3. 基本理念及び具体的な取組

(1) 基本理念及び基本方針

およそ7人に1人の子どもが相対的貧困に陥っており、子どもがいる世帯のうちおよそ6世帯に1世帯は困難度が高い世帯であるという結果は、第2次唐津市総合計画が定める基本目標「生涯を通じてこちよく暮らせるまちづくり」「生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり」を実現するために取り組むべき重要かつ喫緊の課題です。

このため、すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず夢や希望を持つことができ、大きく成長できる地域社会の実現を目指すために、次の基本理念を掲げます。

基本理念

「すべての子どもが夢や希望に向かって成長できるまちづくり」

また、この基本理念を達成するために、次の基本方針を掲げます。

基本方針

「子どもへの支援体制の充実」

「保護者への支援体制の充実」

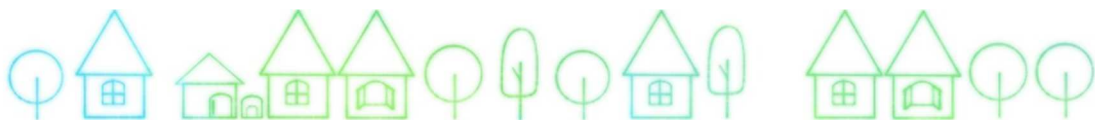
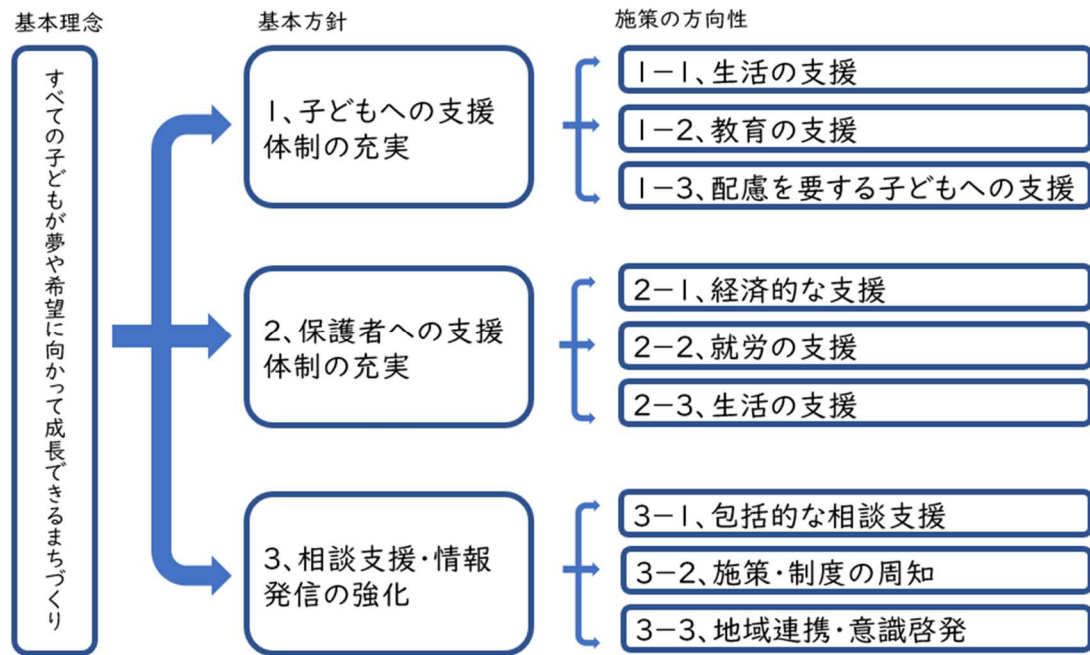
「相談支援・情報発信の強化」



(2) 施策の方向性

基本理念及び基本方針に沿って、本市において施策の方向性を次のとおり定めます。

施策の推進にあたっては、子供の貧困対策に関する大綱、本市調査その他の統計データを踏まえることとし、子どもを取り巻くすべての関係機関が一体となって総合的かつ効果的に取り組みます。



(3) 具体的な取組内容

基本方針Ⅰ 子どもへの支援体制の充実

施策の方向性Ⅰ-Ⅰ 生活の支援

すべての子どもが心身ともにすこやかに成長するためには、基礎的な生活習慣を身につけるべく、育成環境の改善に関する支援等を実施する必要があります。

ひとり親で時間的余裕がない、保護者の心身が不安定である、生活基盤がぜい弱であるなどの理由により、基礎的な生活習慣の家庭内習得が困難な子どもや、学校や家庭に居場所がない子どもの支援においては、地域や関係機関と連携した第三の居場所づくりが必要です。

主な取組

- ・放課後子ども教室、児童館、児童センターの運営、第三の居場所に関する支援
- ・食育やむし歯予防に関する取組
- ・就学時等健康診断の実施 など

施策の方向性Ⅰ-Ⅱ 教育の支援

すべての子どもたちが家庭の事情にかかわらず無限の可能性にチャレンジすることができるよう、教育の機会均等を確保し、質の高い教育を提供することが必要です。

また、子どもたちが通学する学校をプラットフォームとして、困難な状況におかれている子どもを把握し、的確な支援につなげることが必要です。

主な取組

- ・幼児教育・保育の質の向上
- ・充実した学校教育環境の整備、スクールカウンセラーの配置 など

施策の方向性Ⅰ-Ⅲ 配慮を要する子どもへの支援

さまざまな事情によって親が自分で育てられない境遇にある子どもや、虐待を受けているなど社会的養護の必要がある子どもの最善の利益を確保するために、支援を必要とする子どもを早期に把握したうえで的確な支援につなげることが必要です。

また、障がいのある子どもや外国籍で日本語が不自由な子どもなど、すべての子どもが状況に応じて適正な教育が受けられるよう総合的な支援が必要です。

主な取組

- ・家庭児童相談員の配置
- ・児童発達支援の推進、特別支援を要する児童生徒への生活支援員の配置 など



基本方針2 保護者への支援体制の充実

施策の方向性2-1 経済的な支援

安定的な収入及び貯蓄等による経済的な余裕がなければ、子どもの学費や生活費の捻出が困難となる傾向があり、医療機関の受診や進学を断念するなど、子どもの心身ともに健やかな成長が望めません。

経済的に困難を抱える世帯に対して、現物給付をはじめとした支援を実施する必要があります。

主な取組

- ・児童手当や子どもの医療費の給付、生活保護の実施
- ・就学援助の実施
- ・奨学基金制度の運用 など

施策の方向性2-2 就労の支援

保護者の就労状況は、世帯所得額の多寡に直結する重要な要素であることから、保護者の職業生活の安定と向上に関する支援を実施する必要があります。

また、保護者と子どもの双方が心身ともに健やかに生活するためには、仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要です。

主な取組

- ・保育人材確保に関する取組
- ・放課後児童クラブの実施
- ・母子家庭等高等職業訓練促進に関する取組 など

施策の方向性2-3 生活の支援

保護者の心身の不調や、家庭や人間関係の問題など、多様で複合的な困難を抱える世帯について社会的孤立を防ぎ、保護者と子どもの双方が心身ともに健やかに生活できるよう、自立に向けた包括的な生活支援を実施することが必要です。

特に、妊娠出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を継続することで、リスクの高い世帯を早期に把握し、的確な支援につなげることが必要です。

主な取組

- ・妊婦健診や乳児家庭全戸訪問などの母子保健に関する取組
- ・利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業に関する取組
- ・母子・父子自立支援員の配置 など



基本方針3 相談支援・情報発信の強化

施策の方向性3-1 包括的な相談支援

支援を必要とする子ども及び保護者に対して、効果的な支援を的確に実施するためには、各種申請や相談に訪れやすい雰囲気を受付窓口を整備することはもちろん、アウトリーチにより積極的に困難度の高い世帯を把握し支援することができる体制が必要です。

また、抱える困難の内容や程度は刻々と変容することから、必要な支援の提供が可能な部署につなぐことができる、分野ごとの垣根を越えた包括的な相談支援体制が必要です。

主な取組

- ・利用者支援事業(母子保健型、基本型)による相談支援
- ・青少年支援センターによる相談支援
- ・生活自立支援センターによる相談支援 など

施策の方向性3-2 施策・制度の周知

支援を必要とする子ども及び保護者が、「制度を知らなかった」「誰に相談してよいかわからない」ということがないように、効果的な情報発信をおこなう必要があります。

主な取組

- ・市報、行政放送、ホームページ、SNSを通じた情報発信
- ・子育てガイドブックの配布
- ・保健だよりや母子手帳アプリを通じた情報発信 など

施策の方向性3-3 地域連携・意識啓発

すべての子どもが夢や希望に向かって成長できるまちづくりを推進するためには、行政と地域が一体となって協働する体制の構築が必要です。

保護者や子どもが悩みごとを誰にも相談できずに抱え込んでしまう前に、身近な地域において、子どもから高齢者まで参加できる遊びや学習などの世代間交流の場や、育児サークルなどへの参加を通じて、心身ともに安定した毎日を過ごすことができるきっかけの提供に取り組みます。

また、地域において困難を抱えている子どもを早期把握し、見守ることによって、支援につなげることが必要です。

主な取組

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成地域指導者などの活動
- ・社会教育団体による取組
- ・地域コミュニティの取組 など



4. 推進の体制及び取組の評価

(1) 推進の体制

本計画が定める基本理念に資する施策の推進にあたっては、庁内関係各課のみならず、学校、保育教育施設、関係団体、NPO、ボランティア、事業者その他子どもを取り巻くすべての関係者がそれぞれの役割を担いながら、連携協働して取り組みます。

特に、制度を運用する機関の違いなどによって支援が分断されることのないよう、関係機関はそれぞれの役割を互いに認識し、必要に応じて連絡調整を図ることができる体制の構築が必要です。

(2) 取組の評価

取組の評価にあたっては、国や県が示す指標や本市行政評価の枠組みを活用するほか、実態調査を通じて得られた前述の課題に関する数値の改善に向け、実態調査を必要に応じて実施することとします。



5. 資料

(1) 主な取組一覧

基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
子どもへの支援	生活の支援(1-1)	食育に関する取組	朝食欠食率の低下を目的として小学5年生及び中学2年生に食育に関する情報を提供するほか、市民全員を対象に食を中心とした健康づくりの推進と継続的な食育を推進する。	全市民	3,831	保健医療課
		むし歯予防に関する取組	乳幼児に対して、フッ素塗布、フッ素洗口、2歳児歯科教室を実施し、歯質の強化、むし歯を予防し、歯科保健の向上を図る。	乳幼児	5,719	保健医療課
		健康診査(健康診断)の実施	健康診査により、子どもの健康維持及び増進を図るほか、成長発達における問題の早期発見を行う。	乳幼児、小中学生	21,355	保健医療課、 学校支援課、 子育て支援課
		放課後子ども教室の運営	学校と地域が連携・協働し、学校を核として社会全体の教育力の向上と地域活性化を目標とし、放課後や週末に地域住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動などを実施する。	小中学生	14,843	生涯学習文化財課
		子どもクラブに関する取組	財政支援等を通じて、子どもクラブ団体の活動の活性化を推進する。	小中学生	832	生涯学習文化財課
		児童館・児童センターの運営	児童に健全な遊びを与えることを通じて、児童の健康を増進し情操を豊かにすることを推進する。	18歳までの子ども	15,972	子育て支援課



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
子どもへの支援	教育の支援(1-2)	幼児期の教育と保育の質向上のための事業の実施	保育教育施設職員の処遇改善等により、乳幼児の年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育の確保を推進する。	未就学児	5,199,452 ※給付費総額	子育て支援課
		ブックスタート事業の実施	0歳児に絵本、リーフレット、布バックを配布し、子どもの読書活動を推進する。	0歳児	1,501	近代図書館
		セカンドブック事業の実施	ブックスタート事業に続くセカンドブック事業を開始することで、子どもの読書活動を推進する。	3歳児	1,258	近代図書館
		本が育む親子の絆事業の実施	ボランティアによる読み聞かせにより心ふれあうひとときをもつきっかけを創出することで、子どもの読書活動を推進する。	0歳児～小学生	194	近代図書館
		おはなし会の実施	近代図書館及び相知図書館で、0歳児向けや小学生向けのおはなし会を開催し、子どもの読書活動を推進する。	0歳児～小学生	0	近代図書館
		幼保小連携に関する取組	幼保小連絡協議会や研修会の開催を通じ、児童期の生活指導上の問題や幼稚園・保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続の在り方等について研究協議を行い、幼稚園等の相互連携や理解の推進を図るとともに一貫した指導体制を確立する。	0歳児～小学生	94	学校教育課 学校支援課
		いきいき学ぶからつっ子育成事業の実施	児童生徒の学力向上に向けた学校、家庭及び地域連携の方策を探るため、学校又は校区の実態に合った取組を行う実行委員会に対して補助金の交付を行い、豊かな心で自ら学び成長意欲に満ちた児童生徒の健全育成を図る。	小中学生	9,190	学校教育課 学校支援課
		放課後等補充学習支援事業の実施	中学校において、学習内容の定着が十分に図れていない生徒のため、地域の人材を活用し、放課後や長期休業中の補充学習を行うことにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを実感してもらい、学習への意欲づけと学習習慣の確立を図る。	中学生	2,484	学校教育課 学校支援課
		研究指定校事業の実施	初等教育及び中等教育に関する課題について、県教育庁学校教育課が定めた研究領域により実践を通して研究を行い、その成果を公表することによって、児童生徒の個性と創造性を育み、生きる力を培うとともに、教職員の資質の向上を図る。	小中学生	2,100	学校教育課 学校支援課
		外国語指導助手事業の実施	外国語指導助手を各小中学校に派遣することにより、小中学校の英語教育の充実を図るとともに、地域の国際交流事業に携わることにより、地域住民と様々な形で交流を深め外国との相互理解を推進する。	小中学生	56,003	学校教育課 学校支援課
		小学校コンピュータシステム整備事業の実施	学習指導要領に基づき、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、全科目に共通して社会体験、観察、実験、見学調査、発表討論、あるいは問題解決的な学習を取り入れることができるコンピュータ環境を整備する。	小学生	142,758	学校教育課 学校支援課
		中学校コンピュータシステム整備事業の実施	21世紀の情報化社会に対応できる基礎的な能力や資質の育成のため、情報教育の指導や社会・理科・美術等の教科の指導手段として教育用パソコンを活用するべく、各学校のコンピュータシステムの維持更新を行う。	中学生	70,043	学校教育課 学校支援課
		スクールカウンセラーの配置	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有するカウンセラーを小中学校に配置し、不登校や問題行動への対応策として教育相談や教職員への研修会等を行うことにより、学校でのカウンセリング機能の充実を図る。	小中学生	7,995	学校教育課 学校支援課
ソーシャルワーカーの配置	専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを市内小中学校に市及び県から派遣することで、生徒の悩みに寄り添い支援する。	小中学生	4,209	生涯学習文化財課		
適応指導教室「スマイル」の取組	指導員が、児童・生徒に対し、学校と連携を取りながら学校復帰への学習支援や心の準備のサポートを行う。	小中学生	7,015	学校教育課 学校支援課		



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
子どもへの支援	配慮を要する子どもへの支援 (1-3)	小中学校就学相談会の実施	小中学校へ入学する児童生徒及び特別支援学校へ入学を予定する児童生徒について、適正な就学先を検討するために相談会を行う。	6歳～15歳の子ども	39	学校教育課 学校支援課
		教育支援委員会の運営	児童等の障がいの種類や程度の実態、児童等及びその保護者の教育的要望について把握し、児童等の就学に対する総合的判断、児童等及びその保護者に対する一貫した教育支援を行う。	6歳～15歳の子ども	40	学校教育課 学校支援課
		生活支援員の配置	特別支援教育を必要とする児童生徒等に対し、障がいの状況に即応し、適正な教育を受けられるよう生活支援員を配置する等の支援を行う。	4歳～15歳の子ども	122,208	学校教育課 学校支援課
		家庭児童相談員の配置	児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童虐待相談を含む養護相談、保健相談、育成相談、障害相談、非行相談に分類される児童に関する相談全般に応じ、必要な実情の把握や関係機関との連携を行う。	18歳に満たない子ども及びその保護者	5,621	子育て支援課
		要保護者等対策地域協議会の運営	北部児童相談所、唐津警察署、地区小中学校校長会、唐津保健福祉事務所、医師会等と連携し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報交換及び支援内容について協議を行う。	すべての子ども	109	子育て支援課
		児童発達支援事業の実施	発達が気になる子どもに対して発達及び成長を促すための療育等の各種支援を行う。	市内で受給資格者証をお持ちの未就学児	8,787	障がい者支援課



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
保護者への支援	経済的な支援 (2-1)	児童手当の給付	中学校修了前までの子どもを養育する家庭や施設に児童手当を支給することにより、子育てにかかる経費の負担を軽減し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とするもの。	中学校卒業までの子どもを養育している人	2,083,715	子育て支援課
		児童扶養手当の給付	子どもの心身の健やかな成長や生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない18歳までの子どもを養育している方に対し、児童扶養手当を支給する。	18歳までの子どもの父、母、養育者	830,466	子育て支援課
		特別児童扶養手当の給付	身体又は精神に中程度以上の障がいを持つ子どもについて手当を支給する。	20歳までの子どもの保護者	0 ※佐賀県支出	障がい者支援課
		就学援助の給付	経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費等必要な援助を行う。	小中学生の保護者	145,961	学校支援課
		通学費の助成	小中学校の統廃合に伴い、遠距離通学等を行う児童生徒に対し通学費等を助成する。	小中学生の保護者	101,418	学校支援課
		生活保護の実施	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行う。	すべての子ども及び保護者	2,879,539	生活保護課
		子どもの医療費の給付	疾病の早期発見・早期治療を促進し、疾病の重篤化を防ぎ、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、0歳から中学3年生までの子どもに係る医療費を助成する。	中学3年生までの子どもの保護者	344,056	子育て支援課
		ひとり親家庭等医療費の給付	ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、母子家庭、父子家庭、父母のない児童の医療費の一部を助成する。	20歳未満の子どもを養育するひとり親の保護者	65,547	子育て支援課
		保育料の軽減	保育料の算定における多子判定基準を国の基準より拡充し、多子世帯の経済的負担を軽減する。	未就学児の保護者	99,771	子育て支援課
		母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭、寡婦の生活安定と児童の福祉を図るため、各種資金の貸付を行う。	母子家庭の母、父子家庭の父	0 ※佐賀県支出	子育て支援課
		予防接種の助成	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防止するため、定期接種として定められている予防接種に対して、費用を助成する。	保護者	358,417	保健医療課
		未熟児養育医療費の給付	生まれた時の体重が2,000g以下か身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関での入院を必要とする児の入院治療費を助成する。	未熟児の保護者	8,921	保健医療課
		新生児聴覚検査費用の助成	市民税非課税世帯の児が新生児聴覚検査を受ける場合、3,000円を上限に検査費用の助成を行う。	非課税世帯の新生児の保護者	117	保健医療課
		市営住宅の優先入居	市営住宅への入居抽選において、抽選権を2回付与することで優先的な入居を認める。	18歳未満の子どもがいるひとり親、多子(3人以上)の保護者	0	建築住宅課
		障害児福祉手当の給付	重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がいのある子どもに対して手当を支給する。	20歳未満の障がいのある子どもの保護者	11,728	障がい者支援課
		自立支援医療費(育成医療)の給付	確実な治療の効果が期待できる障がいに対し、障がいの除去・軽減を図るための医療の費用を一部助成する。	18歳未満の子どもの保護者	3,536	障がい者支援課
助産施設措置	生活保護を受給しているなどの経済的理由により、入院助産が受けられない妊産婦に対し、助産施設への入所措置を行う。	妊婦	1,258	子育て支援課		
住居確保給付金の給付	住宅と就業機会の確保のため、離職などにより住宅を失った人または失うおそれのある人に対し、家賃相当分の給付金を支給する。	保護者	228	生活保護課		



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
保護者への支援	就労の支援(2-2)	保育人材確保事業の実施	保育士不足が原因の待機児童問題を解消するため、保育教育施設における業務負担や費用負担の軽減等を実施する施設に補助を行う。	未就学児の保護者	65,858	子育て支援課
		放課後児童クラブ事業の実施	就労等により保護者が昼間常時留守である家庭の小学生を対象に、遊びを中心とした活動を通じて、児童の健全育成を図り、保護者への子育て支援を行う。	小学生の保護者	432,453	子育て支援課
		一時預かり事業の実施	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う。	未就学児の保護者	12,674	子育て支援課
		延長保育事業の実施	やむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で保育の提供を行う。	未就学児の保護者	44,248	子育て支援課
		子育てのための施設等利用給付の実施	保育の必要性が認められる世帯の就学前児童が各種保育サービスを利用した際の料金を給付する。	未就学児の保護者	12,000	子育て支援課
		母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の実施	母子家庭等の生活安定と経済的自立を図るため、就職に必要な知識・技能を取得するための費用の一部を支給する。	ひとり親の保護者	180	子育て支援課
		母子家庭等高等職業訓練促進事業の実施	母子家庭等の生活安定と経済的自立を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担を軽減し資格取得を容易にするため給付金を支給する。	ひとり親の保護者	17,734	子育て支援課
		保育所等の利用調整	保育所等への新規入所を希望する際の選考において、ひとり親や生活保護を受給中の世帯等について加点対象とすることで、優先的な入所を認める。	ひとり親や生活保護受給中の保護者	—	子育て支援課
		福祉・就労支援コーナーに関する取組	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の担当課の窓口利用者及び生活自立支援センター利用者等を市民交流プラザ内の福祉・就労支援コーナー窓口へ誘導し、ワンストップでの就労支援を実施する。	ひとり親、生活保護、生活自立支援センター利用の保護者	32	福祉総務課
		就労移行支援に関する助成	一般企業などへの就労を希望する障がいのある人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行えるよう支援する。	障がいのある保護者	50,118	障がい者支援課
		雇用推進対策に関する取組	公共職業安定所と連携し、市内企業と一般求職者のマッチング機会を創出する。	保護者	855	就業推進室
		ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組	男女がともに働きやすい環境づくりのため、事業所や労働者に対し、仕事と家庭の両立に向けた啓発を実施する。	保護者	57	商工振興課、男女参画・女性活躍推進課



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
保護者への支援	生活の支援(2-3)	母子保健事業の実施	母子の健康保持及び増進を図るために、妊婦・乳幼児健康診査、各種保健指導等を実施する。	妊産婦、乳幼児の保護者	121,788	保健医療課
		利用者支援事業の実施(母子保健型)	妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行うために、要支援者に対して個別の支援計画のもと適切な支援機関につなげる。	妊産婦、乳幼児の保護者	8,599	保健医療課
		利用者支援事業の実施(基本型)	子育て世帯の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	保護者	6,690	子育て支援課
		地域子育て支援拠点事業の実施	公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。	保護者	99,233	子育て支援課
		母子・父子自立支援員の配置	ひとり親等に対して自立の促進及び福祉の増進を図るために、専門的な支援員を配置し、相談や助言等を行う。	ひとり親の保護者	4,902	子育て支援課
		母子生活支援施設双光園の取組	離婚等により生活や子どもの養育が困難となった、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談等の援助を行う。	母子家庭の母	18,303	子育て支援課
		生活困窮者自立支援事業の実施	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、家計改善のための支援など、包括的かつ継続的な相談支援を実施し、経済的・社会的自立につなげる。	保護者	26,014	生活保護課



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
相談支援・情報発信の強化	包括的な相談支援 (3-1)	青少年支援センターの取組	電話や面接を通じ、専門員が子どもやその家族から相談を受けるほか、学校や家庭の訪問による支援や、街頭補導や夜間巡回等を実施する。また、青少年育成連絡協議会と連携し、地域や学校、病院等と連携するほか、教職員等の研修を実施する。	6歳から19歳までの子ども、その家族や保護者	40,159	生涯学習文化財課
		利用者支援事業の実施	妊婦、子ども及び保護者が切れ目のない子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠前から子育て期にわたる総合的相談や支援を包括的に実施する。	妊産婦、子ども、保護者	15,289	子育て支援課、保健医療課
		子ども家庭総合支援拠点の取組	要支援児童や要保護児童への一体的かつ連続的な支援を実施するため、関係機関との連絡調整を総合的に実施するための拠点として、必要な人員確保や設備の検討を行っている。※2022年度設置目標	妊産婦、子ども、保護者	-	子育て支援課
		生活自立支援センターの取組	生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援を行うため、相談者に応じたプランを作成し、関係機関と連携しながら支援を実施する。	妊産婦、子ども、保護者	26,014	生活保護課
	施策・制度の周知 (3-2)	市報・行政放送・HP・SNS等による情報発信	支援を必要とする子どもや保護者に制度を周知できるよう、所管課と連携し、各種広報媒体を使ってわかりやすい情報発信を行う。	全市民	81,506	市政広報課
		子育てガイドブックによる情報発信	子育て支援のための各種手当をはじめとした制度、保育所等や放課後児童クラブに関する情報をわかりやすくまとめた「唐津市子育てガイドブック」を発行し配布する。	全市民	0	子育て支援課
		暮らしのガイドによる情報発信	子育てや教育その他暮らしに関するさまざまな情報をわかりやすくまとめた冊子を発行し配布する。	全市民	0	市政戦略課
		保健だよりによる情報発信	市民の健康増進を目的とした各種保健事業についてわかりやすくまとめたチラシを発行し配布する。	全市民	2,260	保健医療課
		母子手帳アプリによる情報発信	保護者が予防接種の接種時期について主体的に管理することができるスマートフォンアプリを通じて、子育てに関する各種制度や情報の配信を実施する。	妊産婦、保護者	660	保健医療課
		びったりサービスによる情報発信	子育てに関する各種手続の概要や申請方法について、マイナポータル上に掲載する。	全市民	0	子育て支援課



基本方針	重点施策	関連する取組	概要	支援対象者	R2事業費 (千円)	所管
相談支援・情報発信の強化	地域連携・意識啓発 (3-3)	民生委員・児童委員、主任児童委員に関する取組	日頃から住民と接し、住民の立場に立った相談・援助を行う民生委員・児童委員の活動を推進する。	各地区内住民	44,592	福祉総務課
		福祉員に関する取組	地区内の支援対象者について定期的に安否確認や訪問活動を実施するなど、小地域における福祉のリーダーとして市社会福祉協議会と地区(校区)社会福祉協議会が設置する福祉員の活動を支援する。	各地区内住民	2,729	福祉総務課
		母子保健推進員に関する取組	地域の妊産婦や子どもの健康を見守るサポート役として、訪問活動等を通じ、各種制度の案内や育児不安の軽減、虐待予防のための支援を行う。	各地区内住民	1,770	保健医療課
		青少年育成地域指導者に関する取組	小中学校の管理職を対象に、課題を抱える子への支援を考える研修会「課題を抱える子の実際」を定期的に開催することを通じて、効果的な青少年育成支援を実施する。	小中学生	0	生涯学習文化財課
		社会福祉協議会に関する取組	唐津市社会福祉協議会が実施する、食料品や器具(カセットコンロなど)の寄付を募り寄付いただいた食糧等を生活困窮者生活支援や地域の福祉活動活性化のために活用していくフードエイド事業について、広報等支援を実施する。	全市民	0	福祉総務課
		公民館やコミュニティセンターに関する取組	地域における子どもの第三の居場所や子ども食堂の機能を有するコミュニティに対して、場所や食器の提供等の支援を実施する。	全市民	0	生涯学習文化財課
		社会教育団体に関する取組	社会教育団体に補助金を交付し、団体を育成し社会教育活動を推進する。	全市民	11,366	生涯学習文化財課
		まちづくり団体に関する取組	市民が主体的に企画立案する市民活動や、地域課題の解決に向けた取組への財政的支援を実施する。	全市民	76,946	国際交流・地域づくり課
		育児サークル、育児サロンに関する取組	地域での子育てサークル活動の支援を行うとともに、サークルの中で育児支援を行い育児不安の軽減を図る。	妊産婦、乳幼児、保護者	217	保健医療課
		ファミリーサポートセンターに関する取組	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、該当援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	妊産婦、乳幼児、保護者	7,888	子育て支援課



(2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する



施策の推進体制に関する事項

- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。



- 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



(3) 子供の貧困対策に関する大綱(概要)

<h4 style="text-align: center;">I 目的・理念</h4>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。 	
<h4 style="text-align: center;">II 基本的な方針</h4>	<h4 style="text-align: center;">IV 指標の改善に向けた重点施策</h4>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援 ○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○ 地方公共団体による取組の充実 など 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h5 style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">教育の支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障 ○ 高等学校等における修学継続のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援 ○ 大学等進学に対する教育機会の提供 ○ 特に配慮を要する子供への支援 ○ 教育費負担の軽減 ○ 地域における学習支援等 </div> <div style="width: 48%;"> <h5 style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">生活の安定に資するための支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等 ○ 保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立支援、保育等の確保 等 ○ 子供の生活支援 ○ 子供の就労支援 ○ 住宅に関する支援 ○ 児童養護施設退所者等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援 ○ 支援体制の強化 </div> </div>
<h4 style="text-align: center;">III 子供の貧困に関する指標</h4>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h5 style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業生活の安定と向上のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 ○ ひとり親に対する就労支援 ○ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 </div> <div style="width: 48%;"> <h5 style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">経済的支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ○ 養育費の確保の推進 ○ 教育費負担の軽減 </div> </div>
<h4 style="text-align: center;">施策の推進体制等</h4>	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h5 style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;"><子供の貧困に関する調査研究等></h5> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○ 地方公共団体による実態把握の支援 </div> <div style="width: 48%;"> <h5 style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;"><施策の推進体制等></h5> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援 ○ 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ○ 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し </div> </div>	



からっっ子未来応援プラン

発行年月 令和3年1月

発行 唐津市 政策部 子ども未来準備室

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL : 0955-72-9115

